

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防災備蓄整備事業	好循環P	防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画どおり	19,834	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な備蓄品の確保と防災備蓄庫の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、食料・生活必需品等の備蓄を計画的に行った。 ・地区市民センターや小・中学校など、計83か所の避難所へ携帯トイレを新たに配備し、発災直後から即座に提供できる体制を整備した。 ・今後は、更新期限を迎える備蓄物資の効果的な活用方法の検討や備蓄品目の見直し等を行いながら、避難所環境の向上を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画的な備蓄及び避難所環境の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、計画的に備蓄品の更新・有効活用を行いながら、避難所の質の向上を目指し、簡易ベッドや女性・乳幼児用備品の調達・拡充を図っていく。 ・また、避難所における衛生環境の向上に寄与する「移動式トイレカー」を導入していく。
2	デジタルを活用した情報収集伝達体制の整備	好循環P	防災・減災対策の強化	市民 来訪者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画どおり	7,918	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):登録制防災情報メールの普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録制防災情報メールの更なる普及促進に向け、登録案内チラシを年に2回、自治会回覧により配布するとともに、広報紙や出前講座、多くの人が集まるイベント時など、様々な機会を捉え登録促進活動を行い、新規登録者を着実に増やすことができ、年度末で29,555件の登録となった。 ・今後は、「登録制防災情報メール」は発信できる情報量も多く、複数存在する情報収集手段の中でも特に効果的なツールであることから、より一層の普及促進が必要である。 <p>【②今後の取組方針:登録制防災情報メールの更なる普及促進と情報取得に係る防災知識の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録制防災情報メールの更なる普及促進に向け、自分で登録ができない方への登録支援や、多くの人が集まるイベント時などの機会を捉えた登録促進活動など、効果的な取組を実施し、登録制防災情報メールの更なる普及促進を図っていく。 ・市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段により災害情報を発信していくとともに、災害時に必要な情報を取得できるよう、複数の情報収集手段を確保しておくことの重要性について、引き続き、防災出前講座などにおいて周知・啓発を行っていく。
3	宅地耐震化推進事業		大規模盛土造成地の大地震時における安全性の確保	・市民(宅地所有者) ・公共施設の管理者	・大規模盛土造成地滑動崩落防止工事の実施 ・大規模盛土造成地の変動予測調査を実施(モニタリング)	計画どおり	768,065	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):大規模盛土造成地滑動崩落防止工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後の対策施設の維持管理方法については、3地区について今後、都市計画課において目視点検等の管理を行うことや、維持管理に係る土地の立ち入り等について、土地所有者と協定書を締結することとし、工事が完了した鶴田地区では土地所有者全員と協定書を締結した。 叶谷地区 R5.10月着工, R7.3末 進捗率97.9% 横山地区 R5.10月着工, R7.3末 進捗率99.9% 鶴田地区 R5. 8月着工, R6.8末 進捗率100.0%(工期R6.8.20 工事完了) <p>【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動予測調査が必要な81箇所の大規模盛土造成地について、令和6年度の調査においては、新たに早期の第二次スクリーニング調査が必要な盛土はないことを確認した。 <p>【②今後の取組方針:大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2地区の工事に対して、適切な施工監理を行い、計画工期内の完了に努める。 ・令和7年度内に工事完了予定の叶谷地区・横山地区については、工事完了後すみやかな工損調査や、土地所有者と対策施設の維持管理に係る協定書の締結を行う。 (叶谷地区、横山地区は令和7年度工事完了予定。) <p>【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・81箇所の大規模盛土造成地については、地質調査の専門業者に助言を受けながら、盛土の安定性を継続的に確認する。
4	急傾斜地崩壊対策事業	好循環P	土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難	・市内の急傾斜地崩壊危険区域に居住する市民	・県施工の崩壊防止事業の促進 ・防災訓練等の実施	計画どおり	8,751	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水・雨水対策推進計画における「備える」取組を推進するため、「土砂災害防止月間」の6月に広報紙を通じた周知啓発に加え、上田原町(藤の越A)の急傾斜地崩壊危険箇所周辺において、住民参加(計34名、うち住民15名)による防災訓練や県等との合同点検(計34名)を実施し、災害対応に係る関係機関との連携を確認した。 ・土砂災害の未然防止に向け、本市が県に要望している急傾斜地崩壊危険箇所の指定箇所17箇所のうち、9箇所は完了し、4箇所は一部完了、3箇所は施工中(1箇所未着手)となっている。 ・防災意識の向上に向け、防災ハザードマップを活用し土砂災害等に関する説明会を開催した。 ・災害時に適切な避難行動をとることができるよう、住民の防災意識の更なる向上を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:【関係機関と連携した防災対策の実施】】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、土砂災害の未然防止に向けた取り組みとして、県に危険箇所対策の早期実施を要望していく。 ・緊急時における住民の迅速な避難行動に繋がるよう、「防災訓練」や「合同点検」を行うとともに、市ホームページや広報紙、新たに作成した防災ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成などの周知啓発に努めながら防災意識の向上を図る。
5	橋りょう維持修繕事業	SDGs 好循環P	地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路ネットワークの構築	・市民、道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	697,119	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):橋梁の耐震化・長寿命化対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度の高い橋りょうの耐震化や、健全性の診断結果を踏まえた予防保全型の長寿命化工事を実施するなど、着実に事業に取り組んだ。 ・今後は、老朽化などによる機能が損なわれないよう、安全確保に努める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:橋梁の耐震化・長寿命化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(橋梁編)」に基づき、引き続き、耐震化を進めるとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの長寿命化対策を確実に実施していく。 ・橋りょうの法定点検において、AI技術を活用した劣化診断の精度や、作業時間短縮等の効果を検証し、本格実施に向け検討を進める。 ・令和8年度に予定している道路施設長寿命化計画の中間見直しに向け、現行計画の効果検証や、今後の修繕スケジュール更新等を行い、より効果的なライフサイクルコストの縮減及び橋梁の長寿命化に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域や防災関係機関等と連携した災害対応力の向上 災害から市民の生命・身体・財産を守るため、市民の防災意識の向上につながる地域の防災訓練等の開催支援に加え、防災関係機関の緊密な連携強化につながる実効性の高い訓練を実施する必要がある。</p> <p>・災害関連死ゼロに向けた避難所環境の充実 有事に備え、更新期限を迎える備蓄品を有効活用しながら、計画的に備蓄品の調達・更新を行うとともに、新たに避難所における生活環境の向上を図る物資等を調達する必要がある。</p> <p>・災害時における情報伝達体制の強化 市民の適切な避難行動につなげるため、避難情報等は、「登録制防災情報メール」のほか、緊急速報メール、テレビ、ラジオなど様々な手段で発信することとしているが、中でも「登録制防災情報メール」は、より詳細な情報を伝達し、特に効果的な手段となることから、より一層の普及促進を図る必要がある。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 近年、自然災害が頻発化・激甚化する傾向にある中、市民の生命や財産を守り、災害による被害の軽減を図るため、引き続き、都市基盤の整備に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・地域や防災関係機関等と連携した災害対応力の向上 引き続き、地域の防災訓練等に参加し、地域のニーズを踏まえた助言等を行い、地域防災力の強化に取り組むとともに、全市的な防災訓練等について、国、県、民間の防災機関等との連携はもとより、地域住民による「自助」・「共助」による避難訓練を組み入れるなど、それぞれの役割についての共通認識・理解を深めながら、防災体制の強化に取り組んでいく。</p> <p>・災害関連死ゼロに向けた避難所環境の充実 引き続き、「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、備蓄品の調達・更新に取り組むとともに、避難所における生活環境の向上を図るため、簡易ベッドや女性・乳幼児用備品の調達や「移動式トイレカー」の導入に加え、民間事業者等との災害時応援協定を活用した物資の確保などに取り組んでいく。</p> <p>・災害時における情報伝達体制の強化 引き続き、災害発生時等において、県や防災関係機関と連携し、迅速かつ正確な情報発信を行うことに加え、「登録制防災情報メール」の更なる普及促進に向け、自治会等を活用したチラシの回覧・配布や、出前講座・イベントなどのあらゆる機会を捉えた周知を行うとともに、自分で登録ができない方への登録支援の強化に取り組んでいく。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 各種計画に基づき、大規模盛土造成地の安全性の確保や水道基幹管路、橋りょうの耐震化などを計画的に進め、災害に強いまちづくりを推進していく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

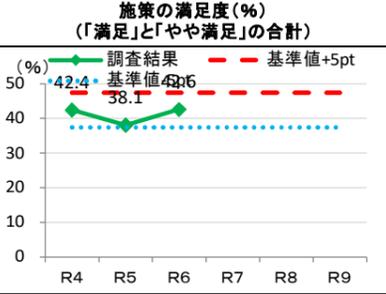
施策名	2	総合的な治水・雨水対策の推進	施策主管課	河川課	総合計画 記載頁	89
-----	---	----------------	-------	-----	-------------	----

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ	安全・安心の未来都市	政策	6	誰もが安全・安心に日常生活を送ることができる社会の実現	関連する SDGs目標	  
政策目標	自然災害など様々な危機への対応や備えが強化されるとともに、総合的な治水対策や災害に強いまちづくりが進められ、災害時には行政・市民等が被害の軽減のための行動を迅速・的確に判断し実行できています。社会環境が日々変化する中でも、地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全・安心かつ快適で衛生的な生活を送るための環境が整っています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	河川や雨水幹線の整備など、水を安全に流すための「流す」取組、田んぼダムの普及促進や雨水貯留浸透施設整備など、河川への雨水流出抑制を図るための「貯める」取組、ハザードマップの周知や自発的な防災活動の促進など、市民の意識の醸成を図るための「備える」取組により「総合的な治水・雨水対策」を官民協働のもと計画的に推進します。
--------	--

① 施策指標	産出指標	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価	
		目標値	実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度			達成度	基準値(R4)	調査結果	基準値+5pt						
① 施策指標	産出指標	河川の整備延長(m)		目標値	64,384	65,066	65,748	66,430	67,112	B		指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	B
		基準値(R3)	63,020	実績値	63,872	64,662														
		目標値(R9)	67,112	単年度の達成度	99.2%	99.4%							R5	5.7%	32.4%	38.1%	13.9%	4.0%	36.6%	
		公共下水道雨水幹線整備延長(m)		目標値	36,416	36,838	37,259	37,681	38,102			B	R6	8.0%	34.6%	42.6%	11.2%	3.6%	38.0%	
		基準値(R3)	36,046	実績値	36,416	36,553							R7							
		目標値(R9)	38,102	単年度の達成度	100.0%	99.2%							R8							
	成果指標	民間施設等における雨水貯留施設の補助基数(基)	目標値	2,800	3,100	3,400	3,700	4,000	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照										B
			基準値(R3)	2,423	実績値	2,689	2,780													
			目標値(R9)	4,000	単年度の達成度	96.0%	89.7%													
		河川の整備率(%)	目標値	65.2	65.9	66.6	67.3	67.9	B	【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9	評価の 組合せ		
			基準値(R3)	63.8	実績値	64.7	65.5										指標			
			目標値(R9)	67.9	単年度の達成度	99.2%	99.4%												評価	
公共下水道雨水幹線整備率(%)	目標値	55.8	56.5	57.1	57.8	58.4	B	※ 評価の 考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)		A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出指標	B		
	基準値(R3)	55.3	実績値	55.8	56.0													成果指標	B	
	目標値(R9)	58.4	単年度の達成度	100.0%	99.1%														市民満足	B
		目標値																	構成事業	B
		基準値(R3)																		
		目標値(R9)																		

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	本市では、昨年、これまでの既往最大降雨を上回る98.0mm/hの豪雨を記録するなど、気象状況が大きく変化している。そのような中、国においては、2040年には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍になると試算し、洪水発生頻度が2倍に増加すると見込まれることを踏まえ、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、「鬼怒川流域治水プロジェクト2.0」に更新したほか、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるために定められた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3年度～令和7年度)に続く、「国土強靱化実施中期計画」の策定が進められており、令和7年4月に素案が示されたところである。 ・また、県においても、令和3年9月に「栃木県流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備や雨水流出抑制施設の整備、水防情報の自動配信化など、関係機関と連携した防災対策を加速化しており、より一層のスピード感を持った取組が求められている。 ・引き続き、国や県、近隣市町と連携を図りながら「流域治水」、「総合的な治水・雨水対策」に積極的に取り組んでいく必要がある。	80点
施策指標	・令和3年度に策定した「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、重点河川に位置付けられた奈坪川などの河川整備や、中丸川排水区の雨水幹線を整備など「流す」取組を着実に推進させるとともに、「民間施設等の雨水貯留施設の補助」についても対象者を捉えた普及促進により、浸水被害の軽減を図ることができた。 市民満足度 「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に基づく、河川整備や浸透など維持管理による「流す」取組や調節池や田んぼダムなどによる「貯める」取組、ハザードマップなどの防災情報提供などの「備える」取組を積極的に取り組んできたことにより、各取組が市民の目に触れる機会が多くなってきたことに加え、地区市民センターや大型商業施設においてオープンハウスを開催するなど、あらゆる機会を通じた周知・啓発活動を積極的に展開し、各事業の進捗や自助・共助・公助による取組の理解促進により、市民満足度の向上が図られた。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	河川整備事業	好循環P	河川の浸水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施	計画どおり	1,494,883	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害解消に向けた計画的な整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川奈坪川について、奥州街道及び市道497号線に架かる橋梁の架替工事を完成させるとともに、競輪場通りから奥州街道にかけ片側の護岸工事を実施した。 ・準用河川越戸川バイパスについて、越戸川本川合流部の整備を完了させるとともに、準用河川大久保谷地川バイパスについては、最終工区となる新4号国道横断部推進工事の発注を行うなど、事業を進捗させた。 ・維持管理については、河川本来の流下能力の確保に向けた浚渫など適正な維持管理を実施した。 ・都市基盤河川奈坪川における浸水被害の軽減を図り、市民の安全・安心を早期に確保するため、引き続き、計画的な整備を推進する必要がある。 ・都市基盤河川御用川については、下流の一部区間の河川改修が完成しているものの、全体の整備には多くの期間を要すことから、競輪場通りの上流区間について、道路拡幅事業の動向を注視しながら着手時期の検討を進める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:浸水被害解消に向けた計画的な整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備については、計画的な整備に向けて、地域住民や地権者の理解を得ながら事業推進を図っていく。 ・維持管理については、引き続き、河川本来の流下能力の確保に向けた浚渫など適正な維持管理を行う。
2	田んぼダムの普及促進(ハード)		農業者によるあぜ塗り作業を促進し、田んぼダム効果の維持向上を図るもの	・土地改良区 ・農業者	・田んぼの貯水力向上に必要なあぜ塗りに使用する機械の導入補助	計画どおり	1,266	R2	独自性先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):田んぼダム効果の維持向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの効果の維持向上に向け、畦畔高や強度を確保するため、あぜ塗り機導入補助事業により1台導入した。 ・田んぼダムの効果が継続・発揮されるためには、あぜ塗り等による畦畔高及び畦畔強度の確保が必須であることから、当該補助事業の活用推進に向け、補助事業の周知や農業者への支援を継続的に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:土地改良区等と連携した補助事業の活用推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダム効果の維持向上に向け、引き続き、土地改良区等の実施支援員と連携した事業の周知に取り組むとともに、田んぼダム協力農業者を対象としたチラシ配布等を行い、当該補助事業の更なる活用推進を図っていく。
3	公共下水道雨水整備計画の推進	SDGs戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画どおり	1,076,170	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に位置付けた中丸川排水区の雨水幹線を整備したことにより、道路冠水被害が軽減する見込みである。 ・雨水幹線の整備にあたっては、放流先である流末の河川整備と調整を図り、より効果的な整備に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市街化区域における浸水被害を解消するため、浸水実績等を踏まえ、効果的な雨水対策が図れるよう、関連する河川・道路などの事業と連携しながら、雨水幹線の整備に取り組んでいく。 ・宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画の中間見直しについて、現計画の課題や取り組みに関して整合を図り、推進計画中期目標達成に向けて、着実に雨水幹線整備が推進できるよう、関係課と密に連携を図っていく。 ・鶴田第5排水区と新川第6排水区の実設計について周辺環境を踏まえたうえで、効果的な整備となるよう、設計をとりまとめ、着実に整備率の向上を図っていく。
4	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	SDGs戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における一般住宅及び民間事業者や集合住宅、駐車場を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助 補助制度の周知	計画どおり	2,449	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):雨水貯留・浸透施設設置の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる市民意識の醸成を図るため、積極的に広報活動を行い、設置を促進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の検証や世論調査結果を踏まえ、様々な機会を捉え市民等に向けた広報活動を行う。
5	道路排水施設整備事業	好循環P戦略事業SDGs	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画どおり	158,698	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):道路冠水の軽減に向けた排水施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、道路冠水軽減対策として、透水性舗装や浸透樹の整備などを計画通り実施した。 ・令和6年8月の大雨で被害が発生した地区を中心に、今後の被害軽減のために浸透樹の新設を行うなど、緊急対策に取り組んだ。 ・近年の台風や豪雨に対して、これまでの取組の効果を定量的に把握しながら、更なる道路冠水軽減に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:効率的・効果的な冠水軽減対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水箇所において、地形や排水経路、既存排水施設など状況に応じ、効率的・効果的な冠水軽減対策に取り組むとともに、「総合治水・雨水対策推進計画」における目標の達成に向け、計画的に排水施設の整備に取り組む。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・気候変動に伴う今後の対策 令和元年東日本豪雨などの気候変動に伴う集中豪雨災害を契機に、国・県・市が協働して流域治水に取り組んでいるところであるが、近年、本市においても、既往最大降雨を更新するなど、想定を上回る水災害が発生し、市民生活に影響を及ぼす被害が発生している。そのような中、国においては、気候変動の影響を踏まえ、流域治水の取組を更に加速化・深化させる「流域治水プロジェクト2.0」を立ち上げ、県においては、国の流域治水の考え方を踏まえ「栃木県流域治水プロジェクト」に取り組んでいる。こうしたことを踏まえ、本市におけるさらなる流域治水に取り組むため、国・県と連携した「総合治水・雨水対策推進計画」に見直す必要がある。</p> <p>・国や県との連携強化と財源の確保 災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるために定められた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和7年度で終了することなどを踏まえ、計画的に各種取組を推進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、国・県の補助制度を最大限活用するなど、整備に必要な財源を継続的に確保する必要がある。</p>	<p>・気候変動に合わせた今後の対策 豪雨の激甚化等に対応し、市民生活に影響を及ぼす溢水・冠水被害の軽減を図ることができるよう、「総合治水・雨水対策推進計画」における、「河川」や「下水道」の整備などの「流す」取組を着実に進めるとともに、さらに激甚化・頻発化する豪雨に対しても、安全・安心な市民生活を確保できるよう、新たな「調節池」の整備など「貯める」取組についても、計画的に実施できるよう計画を改定する。 また、計画を改定する中で、長期目標の確実な達成に向け、浸水シミュレーションを実施しながら、早期に浸水軽減の発現効果が高い事業について検討していく。</p> <p>・国や県との連携強化と財源の確保 国や県の方針や動向に注視し、連携強化・情報共有を図りながら、治水・雨水対策を推進するとともに、対策事業の計画的かつ着実な整備に向けて、あらゆる機会を通じて国や県に要望を行い、計画的な整備に必要な補助金や地方財政措置(起債)などの新たな財源の確保に努めていく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

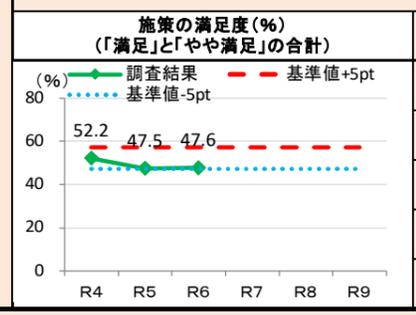
施策名	3	消防・救急体制の充実	施策主管課	消防局総務課	総合計画記載頁	93
-----	---	------------	-------	--------	---------	----

1 施策の位置付け	政策の柱	Ⅲ	安全・安心の未来都市	政策	6	誰もが安全・安心に日常生活を送ることができる社会の実現	関連するSDGs目標	  
-----------	------	---	------------	----	---	-----------------------------	------------	---

政策目標	自然災害など様々な危機への対応や備えが強化されるとともに、総合的な治水対策や災害に強いまちづくりが進められ、災害時には行政・市民等が被害の軽減のための行動を迅速・的確に判断し実行できています。社会環境が日々変化する中でも、地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全・安心かつ快適で衛生的な生活を送るための環境が整っています。
------	--

2 施策の取組状況

施策の方向性	増大する消防需要に的確に対応できるよう、消防局・消防署の強化や消防施設の老朽化対策を進め、市民の生命、身体及び財産を守る消防・救急体制を整備します。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	上級救命講習・普通救命講習受講者数(人)	目標値	80,192	84,212	88,232	92,252	96,272	B								B
	基準値(R3)	75,472	実績値	78,870	81,406											
	目標値(R9)	96,272	単年度の達成度	98.3%	96.7%											
	基準値(R3)		実績値													
	目標値(R9)		単年度の達成度													
	目標値															
成果指標	「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数(事業所)	目標値	89	94	99	104	109	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B
	基準値(R3)	82	実績値	98	106											
	目標値(R9)	109	単年度の達成度	110.1%	112.8%											
	基準値(R3)		実績値													
	目標値(R9)		単年度の達成度													
	目標値															
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9									
	火災発生件数/市民1万人(件)	中核市平均	2.42	2.55												
		本市実績	2.40	2.21												
		本市順位	33位/62市中	22位/62市中												
※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B										
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A										
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B										
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B										

※【① 施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 各地で激甚化・頻発化している豪雨災害や、発生が危惧されている大規模地震等、複雑多様化・大規模化する災害への的確な対応が求められる。 超高齢化社会の進展等社会環境の変化に伴う救急件数の増加など、増大する消防需要への迅速・的確な対応が求められている。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 救命効果の一層の向上を図り、応急手当の普及啓発を推進するため、市民に対する普通救命講習の開催や指導者の派遣を実施しているところであるが、令和6年度については新型コロナウイルス感染症等の影響により講習受講者数の単年度目標値に達することが出来なかった。 減少傾向にある消防団員数の確保や約7割が被雇用者である現況に鑑み、消防団に入団しやすい活動しやすい環境の整備が必要となっており、事業所等に消防団活動に対する理解と協力を働きかけたところ、「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数が令和6年度の目標値を上回る結果となった。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当の普及啓発や事業所等への消防団活動に対する理解と協力の働きかけにより、消防行政に対する関心と理解が得られ、上級救命講習・普通救命講習の受講者数や「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」の認定事業所数に一定の成果が得られており、市民満足度についても基準値と同水準で推移している。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	南消防署移転改築事業	戦略事業	市南部地域の災害対応拠点施設の整備	消防施設	消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施設整備	計画どおり	50,922	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「宇都宮市南消防署整備基本計画」に基づく基本設計の実施】 消防施設の老朽化・狭隘化に伴う対応が急務である中、令和6年2月に改定した「宇都宮市南消防署整備基本計画」に基づき、基本設計を実施したほか、土地収用法に基づき、県に対して事業認定を申請し、認定された。</p> <p>【②今後の取組方針:整備基本計画に基づく着実な施設整備】 基本設計を踏まえ、実施設計で建物の仕様や工事内容を確定させるほか、用地取得に向けた必要な手続を行うなど、施設の整備を着実に推進し、整備基本計画に基づき、令和10年度の供用開始を目指す。</p>
2	消防施設整備事業	戦略事業	消防団施設の整備	消防団施設	消防団詰所更新による消防防災体制の充実強化	計画どおり	297,149	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】 将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、計画的に未耐震詰所の耐震化を推進することとし、引き続き、上河内・河内地域の機械器具置場の詰所化を検討する。</p>
3	防災知識の普及啓発事業		自主防災組織の育成・強化	自主防災会	・役員・リーダー研修会の開催 ・事業所、各地区自主防災会等訓練の支援 ・自主防災会連絡会議の開催	計画どおり	557	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防災リーダー育成・支援】 役員・リーダー研修会を実施し、防災リーダーの育成支援を行った。また、自主防災会連絡会議では、防災に関する情報共有や各地区の連携強化を図ることができ、事業の目的を達成することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 各種災害による被害を軽減するためには、自分たちの地域と自らの命を守ること(自助・共助)が重要であり、そのためには、地域防災力の充実強化に向け、防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成、支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き防災知識の普及啓発事業を推進していく。</p>
4	防火水槽整備事業		大震時における消防水利の確保	耐震性防火水槽	市街地において均等に整備する。	計画どおり	23,465	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の確保】 防火水槽2基を整備し、市街地における消防水利の充実強化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:整備計画に基づく事業の推進】 大規模災害等による被害の軽減が図れるよう、計画的に耐震性防火水槽を整備していく。</p>
5	通信指令システム更新整備事業	戦略事業	通信指令システム更新整備	通信指令システム	通信指令システム更新整備のための基本設計業務	計画どおり	9,218	R6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):通信指令システムの更新整備に向けた検討】 通信指令システムの更新整備に向けた基本設計業務を実施し、将来を見据えた課題やそれらに対応するために必要な機能等の検討を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:実施設計へ向けての調整】 超高齢社会の進行や災害の大規模化、複雑多様化など消防を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、通信指令システムの更新整備に向けた実施設計業務に取り組む。</p>

4 今後の施策の取組方針

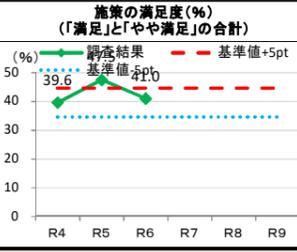
①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・消防体制の充実強化 近年、災害が複雑多様化・大規模化し、消防に対する市民の期待が増大する中、消防施設の老朽化等により、備えるべき機能の遅れや施設に不具合などが生じることで、適切な消防力を発揮することができず市民サービスの低下を招くことがないよう、本来必要となる消防施設の機能や適正な規模等について検討を行い、計画的に消防施設整備を推進し、持続可能な消防体制を確保する必要がある。</p> <p>・消防団活動の維持 若年層人口の減少や被雇用者の増加などにより全国的にも消防団員数が減少傾向にある中、消防団員確保のため、団員の処遇改善を始めとする消防団組織を取り巻く環境の整備が必要である。 また、消防団詰所は防災力の重要な拠点であるが、現行耐震基準施行以前に建築された詰所が存在しているため、耐震化のための改築を進めるとともに、上河内・河内地域における機械器具置場の詰所化の検討を進める必要がある。</p> <p>・自主防災活動への支援 「令和元年台風第19号」や「令和6年能登半島地震」など、頻発する大規模災害による地域防災力の重要性が増大している中、災害時において被害を最小限にとどめるため、地域における自主防災活動のさらなる支援に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・市民に対する応急手当の普及啓発 市民による応急手当の実施は、救命効果の向上において重要であることから、市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、普及啓発の一層の推進を図る必要がある。</p>	<p>・消防体制の充実強化 「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画との整合を図りながら、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、消防施設が効果的・効率的に機能できるよう、消防を取り巻く様々な環境における業務のあり方や消防需要などを見極め、施設整備を計画的に進めていく。</p> <p>・消防団活動の維持 消防団員確保のため、消防団員の処遇改善に向けた検討を進めていくほか、消防団活動について事業所等に理解と協力を働きかけるなど、年齢や性別、雇用形態に捉われず、あらゆる市民が消防団に入団しやすく活動しやすい環境を整備していく。 また、未耐震の消防団詰所について、適正な建築手法等を取り入れながら計画的に改築していくほか、機械器具置場の詰所化についても検討する。</p> <p>・自主防災活動への支援 自助と共助精神のもと、地域の特性に応じた実効性のある防災活動を行う住民主導の防災組織となるよう、防災リーダー育成のための研修会や訓練指導等について、確実な自主防災会活動への支援を行っていく。</p> <p>・市民に対する応急手当の普及啓発 小中学生も含めた幅広い世代に対して、応急手当の普及啓発を推進するため、普通救命講習等の開催や指導者の派遣を実施していく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4	日常生活の安心感の向上	施策主管課	生活安心課	総合計画記載頁	93	
政策の柱	Ⅲ	安全・安心な未来都市	政策	6	誰もが安全・安心に日常生活を送ることができる社会の実現	関連するSDGs目標	   
政策目標	自然災害など様々な危機への対応や備えが強化されるとともに、総合的な治水対策や災害に強いまちづくりが進められ、災害時には行政・市民等が被害の軽減のための行動を迅速・的確に判断し実行できています。社会環境が日々変化する中でも、地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全・安心かつ快適で衛生的な生活を送るための環境が整っています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	犯罪のない安全で安心な地域社会の構築を図るため、市民の防犯意識の向上や防犯環境の整備などの取組を進めます。本市を取り巻く社会環境や交通環境の変化を踏まえ、市民の交通安全意識の向上や安全で安心な交通安全環境の整備を進めます。市民の安全で安心な消費生活の向上を図るため、消費生活相談体制の強化や特殊詐欺対策の推進などにより、消費生活における被害を防止します。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価						
								指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない							
産出指標	防犯講習会の受講者数(人)	目標値	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	B		基準値 (R4)	7.0%	32.6%	39.6%	18.9%	6.5%	23.0%	B				
	基準値 (R3)	5752	実績値	6,451	7,680					R5	8.4%	39.1%	47.5%	13.1%	5.7%	26.0%					
	目標値 (R9)	12,000	単年度の達成度	80.6%	85.3%					R6	8.2%	32.8%	41.0%	17.3%	4.1%	33.5%					
	交通安全教室受講者数(人)	目標値	63,800	64,100	64,400	64,700	65,000	B		R7											
	基準値 (R3)	58,644	実績値	66,278	61,170					R8											
	目標値 (R9)	65,000	単年度の達成度	103.9%	95.4%					R9											
成果指標	消費生活出前講座の受講者数(人)	目標値	2,578	3,058	3,539	4,019	4,500	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B					
	基準値 (R3)	2,097人	実績値	2,067	3,068				【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)						R5	R6	R7	R8	R9
	目標値 (R9)	4,500人	単年度の達成度	80.2%	100.3%						人身事故発生件数/市民10万人										
	中核市平均	258.3	248.3																		
	本市実績	247.6	240.0																		
	本市順位	38位/61市中	38位/61市中																		
交通安全発生件数(件)	目標値	1,160	1,100	1,040	980	930	B	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B								
基準値 (R3)	1,281	実績値	1,102	1,134				② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B								
目標値 (R9)	930	単年度の達成度	105.3%	97.0%				③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B								
消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合(%)	目標値	98.9	99.2	99.4	99.7	100.0	B	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B									
基準値 (R3)	98.6%	実績値	98.9	98.7																	
目標値 (R9)	100.0%	単年度の達成度	100.0%	99.5%																	

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 本市の刑法犯認知件数は、平成15年から令和4年にかけて約5分の1に減少したが、市民1千人当たりの件数は中核市平均までは減少していない状況である。また、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、人の行き来が増加したことを主な要因に、令和5年以降は増加しており、犯罪認知件数については、7割以上を窃盗犯が占めるという状況が継続している。県警においては、令和6年から、「自転車盗」「金属盗」「SNS型投資・ロマンス詐欺」を重点抑止犯罪に指定し、対策を強化するとともに、近年、社会問題となっている「闇バイト」について強く注意を促している。 本市の交通事故発生件数は平成15年から令和5年にかけて4分の1以下に減少したが、平成28年から8年連続で減少していた発生件数は令和6年において前年比で増加した。また、高齢者の関係する交通事故発生件数は第11次宇都宮市交通安全計画における目標値(R7年400件以下)を1年早く達成するなど、順調に減少(R6年390件)しているが、高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は過去10年間で増加傾向にある。 令和5年の自転車のヘルメット着用努力義務や令和6年に自転車乗車中の「ながら運転」が厳罰化されたほか、令和8年4月1日からは「交通反則通告制度」が自転車へ適用されるなど、自転車に関する法改正が進む中で、県警においては令和6年から自転車の取締り部隊を新設するなど、対策を強化している。 高齢化の進行や高度情報化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けており、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法による被害や、固定電話等による特殊詐欺被害のほか、「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の多様な手法による詐欺被害が発生している。さらに、自然災害の被害に伴う悪質商法等が発生するなど、消費者問題は複雑・多様化している。また、令和4年4月1日に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行され、18歳から親権者の同意なしで契約を結ぶようになった。 	80点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「防犯講習会の受講者数」については、周知を強化することにより、受講者・回数ともに増加し、コロナ禍前の令和元年度(7,935人)の水準まで回復しつつある一方、目標値は達成できていない状況である。 講座においては、自転車盗や金属盗、闇バイトによる強盗などの最新の犯罪手口等について、その特徴や対策を説明しつつ、ワイヤロックや窓の補助錠を配布し、防犯活動の実践を促した。 また、青少年が闇バイトに巻き込まれないよう、警察と合同で啓発動画を制作し、市公式YouTubeやオリオンスクエア大型映像装置において放映するとともに、市内の中学、高校、大学への啓発依頼や街頭活動、広報紙特集記事など、様々な手法を用いて周知・啓発を実施した。 「刑法犯認知件数」は、「一人ひとりの防犯力向上に向けた周知啓発の実施や、「地域」の防犯力向上に向けた地域活動への支援、「生活環境」の防犯力向上に向けた防犯カメラ・防犯灯の設置促進等に取り組んできたことにより、令和4年まで件数は減少し続けてきたものの、令和5年以降には件数が増加し、目標値を下回っている。 「交通安全教室受講者数」は高齢者を対象とした交通安全教室の開催数がコロナ禍以前の水準までは回復してはいるが、高齢者の交通安全意識の高揚を促すことが、老人福祉センターへの出張型の身体機能測定器体験会の開催などにより、高齢者の交通安全意識の高揚を図った。また、ライトラインの交通安全ルールに関する交通安全教室の受講者数は減少しているが、ライトラインとの交通事故の発生状況等を踏まえた注意喚起動画を制作しYouTube広告に掲載するなど、交通事故防止に向けた周知・啓発を実施した。 「交通事故発生件数」は、各世代の特性に応じた各種交通安全教室や啓発活動に取り組んできたことにより令和5年まで減少し続けてきたものの、令和6年は件数が増加し、目標値を下回っている。 「消費生活出前講座の受講者数」については、地域や教育機関等と連携しながら、高齢者や若者を対象に、多様な手法により出前講座を実施したことにより、目標値を達成した。 「消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合」は、年末年始を除き、毎日、相談窓口を開設し、消費者トラブルの早期発見、早期解決につなげていることに加え、関係機関等の研修に参加するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図るとともに、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行い、複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応したことにより、前年度と同水準となった。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防犯講習会開催事業	好循環P 戦略事業	市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	計画より遅れ	431	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全自治会宛てに講座の案内を送付するなど周知を強化することにより、受講回数、受講者数は、前年度から増加し、コロナ禍前の令和元年度(7,935人)の水準まで回復しつつある。 ・一方、第4次防犯対策推進計画で掲げていた目標値と乖離があるため、講座の周知を行うとともに、市民のニーズに応じた内容や手法を検討していく必要がある。 ・自転車盗や金属盗、闇バイトによる強盗などの最新の犯罪手口等について、その特徴や対策を説明しつつ、ワイヤーロックや窓の補助錠を配布し、防犯活動の実践を促した。 ・金融機関において年金支給日に合わせ、特殊詐欺等について広報活動を実施した。 ・受講実績の少ない青少年に向け、動画(闇バイト、SNS型犯罪等)を作成し、市公式YouTubeで配信するとともに、中学校、高校、大学に対し周知啓発依頼を実施した。 <p>【②今後の取組方針:啓発活動の充実、新たな手法の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の半数が犯罪被害にあう不安を感じている現状(R6市民アンケート)を踏まえ、女性の被害防止対策をまとめた防犯講習会を新たに開催する。 ・受講者の年齢層に偏りがある一方、50歳代以下の世代において、参加してみたいとの意見も多いため(R6市民アンケート)、現在の「平日」「参集型」以外の手法として、動画配信などによる講座を開催していく。
2	防犯カメラ設置等・管理補助金	好循環P 戦略事業	自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分等の管理費補助)	計画どおり	24,459	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):設置及び維持管理に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに13団体26台の防犯カメラが設置され、地域における防犯環境の向上につながった。 ・令和6年度から新たにカメラの更新を補助対象に加え、全自治会に周知することにより、7団体33台の防犯カメラの更新がなされ、適切な維持管理と地域の経済的負担の軽減を図ることができた。 ・限られた財源の中、防犯カメラの設置を望む自治会に広く補助を行ってため、令和6年度から補助上限を設けた結果、希望する全ての自治会の防犯カメラの設置・更新を支援することができた。 <p>【②今後の取組方針:地域における設置・管理の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、防犯カメラの設置補助について、全自治会への周知を行うとともに、警察と現地立会いのもと、防犯効果の高い場所への設置について助言を行うなど、地域における防犯カメラ設置・維持管理の支援に取り組んでいく。
3	交通安全教育	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	10,127	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者までを対象とし、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことができた。 ・ライトラインとの交通事故を防止するため、交通ルールの周知だけでなく、ライトライン沿線における道路交通状況や交通事故発生状況等を踏まえた注意喚起動画やチラシを新たに制作し、市民や市来訪者に対し周知啓発を行うことができた。引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。 ・警察と連携し、市内全高校に対して自転車安全利用動画などの教育資料を提供し、自転車ヘルメットの着用の徹底や、交通ルールの遵守について生徒への指導を働きかけた。今後についても各種交通安全教室や街頭指導、各高校への働きかけなどを継続し自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。 ・令和5年4月施行の「改正道路交通法」を踏まえ、自転車利用者のヘルメット着用を推進するため、ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車ヘルメット応援店」の協賛店舗を拡充したほか、応援店周知用動画を制作し、YouTube広告に掲載するなど、広く周知に取り組むことができた。本市の自転車ヘルメットの着用率は令和6年度市政世論調査において27.8%(前年比6.2ポイント増)であり、昨年度警察庁が実施した都道府県別の着用率の調査における全国平均である17.0%(前年比3.5ポイント増)(栃木県は18.4%(前年比5.2ポイント増))を上回っているものの、更なる着用率の向上に取り組んでいく必要がある。 ・特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通ルールチラシを新たに配付し、周知啓発を実施した。電動キックボードの体験乗車会や交通安全教室において交通ルールの遵守について呼びかけるなど、安全対策に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:段階的・体系的交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を重点的に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。 ・ライトラインとの交通事故を防止するため、引き続き、交通事故の発生状況や道路状況等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら周知啓発に取り組んでいく。 ・令和8年5月までに施行される「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」の自転車への適用を見据え、交通安全教室をはじめ、街頭広報活動や市広報紙等あらゆる機会を捉え、警察や高校等の関係機関と緊密な連携を図りながら制度の周知及びルール遵守の徹底に取り組み、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの向上に取り組んでいく。 ・ヘルメット着用を促進する「自転車ヘルメット応援店」事業について、中高生等若年層の利用が見込まれるような協賛店舗の拡充や、周知の強化を図るなど、関係機関や民間事業者が一丸となり市民総ぐるみで自転車利用者の安全意識の高揚を図っていく。 ・特定小型原動機付自転車(電動キックボード)について、体験乗車会を県警等の関係機関と実施するほか、個人での所有者など広く交通ルールの周知に向けた取組を行っていく。

4	消費者教育・啓発事業	好循環P戦略事業	消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活出前講座の開催 啓発物品の作成、配布 家庭科副読本の作成、配布 広報紙、新聞広告等による情報提供 各種イベント等での周知 家庭の教育手帳における周知・啓発 SNSを活用した情報発信 	計画どおり	1,599	S52	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層への周知啓発、詐欺的商法や自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などの情報収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者月間やイベント等の様々な機会において啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。 令和4年4月に成年年齢の引下げがあったことから、成年年齢を間近に控えている市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、ホームページにおける啓発や庁内関係課との連携によるSNS等を活用した情報発信を行うなど、若者が遭いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層に周知啓発を行った。 インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。 <p>【②今後の取組方針:様々な機会を活用した啓発や出前講座等の実施、成年年齢引下げに伴う若年層への周知啓発、詐欺的商法や自然災害等の発生時における消費生活に関する情報収集及び消費者への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 令和4年4月からの成年年齢引下げから3年が経過したが、引き続き、若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うなど、若年層に周知啓発を行っていく。 引き続き、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。
5	特殊詐欺撃退機器購入費補助金	好循環P戦略事業	特殊詐欺被害の未然防止	65歳以上の市民	特殊詐欺撃退機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付	計画どおり	7,280	R1	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「特殊詐欺撃退機器」の普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本補助金について、地域や警察、事業者等の関係機関、団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体による周知や、電器店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼により、特殊詐欺撃退機器の特徴や、利用者の声を紹介するなど、機器の効果を広く周知した。また、出前講座において、機器の効果を周知するなど、更なる普及促進を図った。 補助金を活用して特殊詐欺撃退機器を購入した方へのアンケート調査において、「撃退機器を取り付けた後、被害に遭った」という回答は全くないという結果が出ており、被害の未然防止につながった。 特殊詐欺の手段は、固定電話、携帯電話、メール等と多様化しているが、その中でも、固定電話による高齢者の特殊詐欺被害が依然として多いことから、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図り、被害の未然防止に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:各種広報媒体による周知、地域や警察、事業者等との連携による普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体により、機器の特徴や導入効果、利用者からの安心の声、特殊詐欺の具体的な事例の紹介などにより、本補助金の活用の利点を広く周知していく。 引き続き、地域や警察、事業者等の関係機関・団体との連携により周知・啓発に取り組み、更なる普及促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

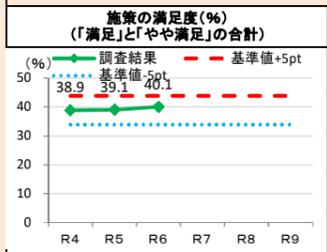
①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・「一人ひとり」「地域」「生活環境」の防犯力の向上 日常生活の安心感を高めるとともに、市民一人ひとりの防犯力を向上するため、目標値に達していない防犯講習会の受講者数を増加させるなど、より多くの市民に周知・啓発を行っていくとともに、最新の犯罪情勢を捉えた啓発に取り組んでいく必要がある。特に、令和6年度に実施した市民アンケートでは、犯罪への不安感を感じている女性が多く、また、50歳代以下においても講習会を受講してみたいとの声も多い現状も踏まえ、新たな手法を検討していく必要がある。</p> <p>また、地域における防犯力の向上に向け、地域団体による自主防犯活動に対する継続的な支援や個人・事業者による活動を促進させるとともに、防犯灯や防犯カメラ等の設備による生活環境の防犯力向上に取り組む必要がある。</p> <p>・市民一人ひとりの交通安全意識の高揚 「交通事故のない社会」の実現に向けて、市民一人ひとりの交通安全意識を高揚させ、交通ルールの遵守やマナー向上を図っていくため、人の成長過程に合わせ、幼児から成人に至るまで心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施するほか、社会潮流や道路交通環境等の変化を捉えた周知啓発に取り組んでいく必要がある。</p> <p>高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は過去10年間で増加傾向にあることから、引き続き、高齢運転者の交通事故防止に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>令和5年の自転車ヘルメットの着用の努力義務化や、令和6年に自転車乗車中の「ながら運転」の厳罰化のほか、令和8年4月1日からは「交通反則通告制度」が自転車へ適用されるなど、自転車に関する法改正が進むことから、様々な機会を捉え自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・消費者教育・啓発事業の推進 実在しない金融商品や極めてリスクの高い商品を「絶対に儲かる」として投資を勧める「投資詐欺」や、インターネット通販で偽物が届く「悪質な通販サイト」など、インターネット上の詐欺的商法や悪質商法等が次々に現れていることから、複雑・多様化している消費者を取り巻く状況に対応し、消費生活の安全を確保するため、高齢者や若者などの年代に応じた消費生活に関する知識の普及や被害に遭わないための啓発を図る必要がある。</p> <p>・特殊詐欺等の被害の未然防止 特殊詐欺の手段は、固定電話、携帯電話、メール等と多様化しているが、その中でも、固定電話による高齢者の特殊詐欺被害が依然として多く、「特殊詐欺撃退機器購入費補助金」を活用して特殊詐欺撃退機器を購入した方へのアンケート調査において、「撃退機器を取り付けた後、被害に遭った」という回答は全くないという結果が出ていることから、引き続き、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図るなど、被害の未然防止に取り組む必要がある。また、固定電話等による特殊詐欺被害のほか、「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の多種多様な手口による詐欺被害を防止する必要がある。</p>	<p>・「一人ひとり」「地域」「生活環境」の防犯力の向上 防犯講習会の受講者数の増加に向け、講座の周知啓発を図るとともに、市民ニーズに応じ、女性の被害防止対策をまとめた講座や、「平日」「参集型」以外の手法として動画配信などによる講座を開催していく。</p> <p>また、青少年が犯罪に巻き込まれないよう、様々な手法を用いて闇バイトやSNS犯罪被害防止に向けた周知・啓発を実施していく。</p> <p>さらに、個人や事業者が気軽に参加することができる「ながら見守り」等への参加を促進させるとともに、引き続き、防犯灯や防犯カメラの設置・維持管理に向けた支援など、地域や生活環境の防犯力向上に向けた対策に取り組んでいく。</p> <p>・市民一人ひとりの交通安全意識の高揚 交通事故の発生状況から各世代の状態別や交通事故発生の原因を捉え、効果的な交通安全教育を実施していくとともに、ライトラインや特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)など交通環境の変化を捉えた交通ルール等の周知啓発に取り組んでいく。</p> <p>運転に不安を感じる高齢運転者やその家族に対し、「栃木県運転免許証自主返納サポート事業」の周知を図るなど、運転免許証を返納するきっかけづくりに取り組んでいく。</p> <p>令和8年4月1日からの「交通反則通告制度」の自転車への適用に向け、交通安全教室をはじめ、街頭広報活動や市広報紙等あらゆる機会を捉え、警察や高校等の関係機関と緊密な連携を図りながら制度の周知及びルール遵守の徹底に取り組む。自転車安全利用の推進に取り組んでいく。</p> <p>・消費者教育・啓発事業の推進 高齢者や若者などの年代に応じた消費生活に関する知識の普及や被害の未然防止を図るため、引き続き、詐欺的商法や悪質商法等の最新の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行い、消費者月間、イベント等の様々な機会や各種広報媒体を活用した啓発を行うとともに、地域や教育機関等と連携しながら、多様な手法による出前講座の実施により、より多くの市民への周知啓発に取り組む。</p> <p>・特殊詐欺等の被害の未然防止 特殊詐欺等の被害の未然防止に向け、引き続き、出前講座の実施や「特殊詐欺被害防止協力店」等と連携した広報に取り組むとともに、新たに動画を制作し、より多くの市民に周知啓発を図る。また、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図るため、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体により、機器の特徴や導入効果、利用者からの安心の声、特殊詐欺の具体的な事例の紹介などにより、「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」の活用の利点を広く周知するほか、地域や警察、事業者等の関係機関・団体との連携により周知啓発に取り組む。固定電話による高齢者の特殊詐欺被害の未然防止に取り組んでいく。さらに、「SNS型投資・ロマンス詐欺」等についても、様々な機会や各種広報媒体の活用により詐欺被害の事例や対策を周知していく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5	快適で衛生的な生活環境の確保	施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	93	
1 施策の位置付け	政策の柱	Ⅲ 安全・安心の未来都市	政策	6	誰もが安全・安心に日常生活を送ることができる社会の実現	関連するSDGs目標	 
政策目標	自然災害など様々な危機への対応や備えが強化されるとともに、総合的な治水対策や災害に強いまちづくりが進められ、災害時には行政・市民等が被害の軽減のための行動を迅速・的確に判断し実行できています。社会環境が日々変化する中でも、地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全・安心かつ快適で衛生的な生活を送るための環境が整っています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	食の安全の確保を図るため、食品関係施設等の衛生管理の向上や食の安全に関する情報提供などの取組を進めます。衛生的な生活環境の確保を図るため、動物の適正飼育の推進に向けた動物愛護の普及啓発などの取組を進めます。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価																																
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない																																		
① 施策指標	事業者や市民への食の安全に係る講習会等の参加者数(人)	目標値	3,679	3,759	3,839	3,919	4,000	B								B																															
	基準値(R3)	3,599	3,540	3,662			R5		6.4%	32.7%	39.1%	10.9%	2.2%	41.3%																																	
	目標値(R9)	4,000	96.2%	97.4%			R6		9.1%	31.0%	40.1%	8.2%	2.1%	46.2%																																	
	産出指標	宮わんにゃんパーク来場者数(人)	目標値	280	280	280	280	280	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B																														
		基準値(R3)	-	534	661			R7																																							
		目標値(R9)	280	190.7%	236.1%			R8																																							
		単年度の達成度						R9																																							
	① 施策指標	食中毒の発生件数(件)	目標値	2件以下	2件以下	2件以下	2件以下	2件以下	C	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(単位)</th> <th>R5 (R3実績)</th> <th>R6 (R4実績)</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食中毒発生件数/世帯10万</td> <td>中核市平均 1.4 本市実績 0.4</td> <td>1.8 0.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>犬猫の殺処分頭数(頭)</td> <td>中核市平均 19.4 本市実績 0</td> <td>12.9 0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							指標名(単位)	R5 (R3実績)	R6 (R4実績)	R7	R8	R9	食中毒発生件数/世帯10万	中核市平均 1.4 本市実績 0.4	1.8 0.0				犬猫の殺処分頭数(頭)	中核市平均 19.4 本市実績 0	12.9 0				B												
		指標名(単位)	R5 (R3実績)	R6 (R4実績)	R7	R8	R9																																								
		食中毒発生件数/世帯10万	中核市平均 1.4 本市実績 0.4	1.8 0.0																																											
犬猫の殺処分頭数(頭)		中核市平均 19.4 本市実績 0	12.9 0																																												
基準値(R3)		1	4	3			評価の組合せ																																								
目標値(R9)		2件以下	50.0%	66.7%			指標																																								
成果指標		犬猫の殺処分数(頭)	目標値	0	0	0	0	0	A	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名(単位)</th> <th>R5 (R3実績)</th> <th>R6 (R4実績)</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 施策指標(産出指標)(成果指標)</td> <td>A: 達成度100%以上 [25点]</td> <td>B: 達成度70%以上100%未満 [20点]</td> <td>C: 達成度70%未満 [15点]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 市民意識調査結果(満足度)</td> <td>A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]</td> <td>B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]</td> <td>C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 主要な構成事業の進捗状況</td> <td>A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]</td> <td>B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]</td> <td>C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]</td> <td>概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]</td> <td>やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							指標名(単位)	R5 (R3実績)	R6 (R4実績)	R7	R8	R9	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]			② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]			③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]			総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]			B
		指標名(単位)	R5 (R3実績)	R6 (R4実績)	R7	R8	R9																																								
		① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]																																										
		② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]																																										
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]																																												
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]																																												
基準値(R3)	0	0	0			産出指標																																									
目標値(R9)	0	100.0%	100.0%			成果指標																																									
単年度の達成度						市民満足																																									
基準値(R3)							構成事業																																								
目標値(R9)																																															
単年度の達成度																																															

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 全国の食中毒発生状況を見ると、アニサキス、ノロウイルス、カンピロバクターの順に発生件数が多く、特に大量に食品を調理する給食施設や弁当調製施設などにおいて、ノロウイルス食中毒が発生した場合、大規模食中毒となる傾向がある。 食品衛生法の改正により、原則すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施が制度化されたことから、作業工程における重要管理ポイントの設定や衛生管理の記録・保存など、着実な実施と定着が求められている。 国が、令和6年12月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定したことから、消費者及び事業者には、本ガイドラインに沿った行動が求められる。 令和8年度から、「PFOS及びPFOA」が水道法に基づく水質基準に追加されることから、円滑に改正法が施行されるよう、専用水道等の設置者に対し、改正法の内容を周知するとともに、「宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、飲用井戸設置者に対して、周知する必要がある。 令和4年度から動物愛護センター(宮わんにゃんパーク)を運用し、保護された犬や猫の健康管理やストレスの少ない飼育環境を確保することなどにより、譲渡の推進や動物愛護の普及などを強化している一方で、経済的困窮や社会的孤立などから多頭飼育に陥り、人の生活や周辺環境、動物の飼育環境の改善が必要な事例や単身高齢者の死亡による動物の引取り事例がある。また、災害発生時に速やかにペットとの同行避難ができるよう、災害時における飼い主の適正な行動と平常時のペット防災の備えが求められている。 	80点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 【産出指標】 食品等事業者や市民に、食品の安全に関する正しい知識の普及促進を図るため、食品等事業者向け講習会や食中毒予防の出前講座、食品衛生協会と連携した手洗い教室等を開催した結果、概ね目標を達成できた。 犬猫の適正飼育に係るイベントや教室などの開催を通じた啓発については、宮わんにゃんパークを活用し、週末譲渡会など市民の利便性を考慮し実施した結果、目標を達成できた。 【成果指標】 全国において、令和6年は過去5年(令和2年～6年)でノロウイルスが最も多く発生した年であり、ノロウイルスによる食中毒は感染性胃腸炎が流行する冬場に多く発生し、アルコール消毒の効果があまりなく、ノロウイルスに感染しても無症状(不顕性感染)の従事者が食品を汚染することなどが特徴の食中毒であることから、本市においても、ノロウイルスによる食中毒2件(2月と3月)を含む3件が発生し、前年の4件から減少したものの、目標値を達成できなかった。 広報紙やホームページ、インスタグラムを活用した情報発信や犬猫の正しい飼い方教室の開催により適正飼育や終生飼育の啓発活動等に取り組んだことに加え、令和7年3月からミルクボランティア制度の協力者(動物病院)を市民ボランティアにも広げた仕組みを構築したことなどにより、譲渡の適性がある犬猫の殺処分頭数ゼロを維持し目標を達成できた。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食品衛生監視指導業務		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び取去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	3,021	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):効果的な監視指導による食品の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生監視指導計画(年度計画)に基づき、市内流通食品等の取去検査を実施するとともに、食品営業施設を危害度(リスク)別に分類し、監視指導を実施することにより、食品の安全確保を図った。 令和4年に食中毒発生件数ゼロを達成したが、令和5年は4件、令和6年は3件、令和7年(1月~3月)は2件とその原因のほとんどがノロウイルスであったことから、ノロウイルスによる食中毒の未然防止に向け、効果的な監視指導に取り組む必要がある。 全国においても、増加傾向にあるノロウイルスのほか、鶏肉や牛肉の生食または加熱不足等を原因とするカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒が発生していることから、食中毒未然防止に向け、効果的な監視指導に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:効果的な監視指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食中毒発生ゼロを目指し、食中毒の原因ごとに衛生管理のポイントを記したリーフレットを活用し、監視指導を行う。特にノロウイルス対策として、市内で発生した食中毒の発生要因を踏まえた指導により、食品等事業者の衛生知識の向上を図り、食中毒防止対策に取り組んでいく。
2	食品健康危害防止対策		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理の推進	計画どおり	3,073	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):HACCPに沿った衛生管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> HACCPに沿った衛生管理の定着の状況を確認するため、大規模食品事業者に対し、監視時にHACCPの運用状況の検証・指導を行い、概ね適切に管理されていた。 中小規模食品事業者に対しては、監視時に衛生管理計画の策定状況や日々の衛生管理記録の取組状況について、「HACCP取組具合点検表」を用いて確認したところ、HACCPに沿った衛生管理が定着していない施設があることから、引き続き、定着支援を行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:食品事業者へのHACCPの定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模食品事業者に対し、HACCPの考え方に基づく衛生管理の定着を図るため、「HACCP取組具合点検表」を用いた監視指導や食品等事業者向け講習会を開催するとともに、窓口での申請や現地検査、許可書交付時など、あらゆる機会を捉えて継続的にHACCPの導入・定着を支援する。
3	食品安全知識普及啓発事業		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催 ・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載	計画どおり	1,184	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品安全情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品安全フェアや食品安全ゼミナールを実施したほか、小中学生に正しい手洗いの重要性の理解促進を図るため、食品衛生協会(手洗いマイスター派遣)と連携し、手洗い教室を実施するなど、市民に対し食の安全に関する正しい知識を普及することができた。 家庭での食中毒の未然防止を図るため、主にSNSで情報収集している子育て世代や、増加傾向にある外国人市民等に向けて、SNSを活用するなど、食中毒予防に関する啓発を行った。 令和6年12月に、国において「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定したことから、市民に対し、食べ残し持ち帰り食品における食中毒や食物アレルギーのリスク等について周知する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、食の安全に関する正しい知識の普及促進を図るため、引き続き、食品安全フェアや食品衛生協会と連携した手洗い教室などを開催するとともに、食べ残し持ち帰り食品による健康被害の未然防止を図るため、出前講座や情報誌等を活用し、食中毒予防や食物アレルギーのリスク等について、周知啓発に取り組む。
4	水道施設に対する監視・指導		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	112	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の監視について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で水質検査の頻度などの管理不備が判明した施設に対しては、改善指導を行い施設の衛生状況等の確保が図られた。 国からの通知を受け、専用水道設置者に対して、給水栓におけるPFOS及びPFOAの検査の有無を照会するとともに、実施していない場合は実施に努めるよう依頼した。 令和8年度から、「PFOS及びPFOA」が新たに水道法に基づく水質基準に追加される見込みであることから、専用水道及び小規模水道の設置者等に改正法の内容を周知するとともに、「宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領」の改正が必要である。 令和6年11月に、市内の地下水から、暫定目標値を超えるPFOS及びPFOAが検出されたことを受け、自治会回覧により周知するとともに、暫定目標値を超過した井戸及びその周辺の井戸利用者に対しては、訪問の上、井戸水の飲用を控えるよう、指導を行った。 簡易専用水道については、設置者による自主的な法定検査の受検率向上が課題となっている。 <p>【②今後の取組方針:飲料水の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視指導を定期的実施する。 令和8年度から、円滑に改正法が施行されるよう、専用水道等の設置者に対して周知するとともに、「宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、飲用井戸設置者に対し、ホームページや広報紙により周知を行う。 市内のPFOS及びPFOAによる地下水汚染については、必要に応じて、井戸利用者に対する飲用指導を行っていく。 簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、施設の現状確認と台帳整理を進め、未受検施設の設置者に対し、通知等により受検を促す。
5	動物愛護推進事業		動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	23,383	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護の普及啓発と収容動物の譲渡促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターを会場として、犬の正しい飼い方教室等を開催し、動物愛護の普及啓発を図るとともに、週末譲渡会を開催し、譲渡機会の拡大を図った。併せて、SNSを利用して収容動物の新しい飼い主探しや動物愛護の普及啓発を実施した。 ミルクボランティア事業(獣医師会加入の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)は引き続き市のふるさと納税制度の活用に加え、協力者の範囲を市民ボランティアに広げることにより、子猫の生存機会の拡大が図られ、新しい飼い主への譲渡へつながった。 飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて啓発を行ったが、全ての避難所で同行避難が可能なが十分に認知されていないことから、引き続き、周知する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護センターを活用した犬の正しい飼い方教室等や譲渡会の実施に加え、SNSなどのICTを利用した多角的な情報発信により、動物愛護の普及啓発と譲渡事業を推進し、引き続き犬猫の殺処分ゼロを目指す。 ミルクボランティア事業については、引き続き獣医師会及び市民ボランティアとの連携のもと、市のふるさと納税制度を活用し、安定的な事業運営を図る。 団体譲渡の登録制度の要件を見直し、市外の動物愛護団体の登録を可能とし、更なる譲渡機会の拡大を図る。 発災時に同行避難など適切に対応できるよう、飼い主に対し、市主催の総合防災訓練等のほか、広報紙への掲載などを通じて、全ての避難所で同行避難が可能であることを周知するとともに、ペットのしつけや狂犬病予防注射などの健康管理、備蓄品の確保などについて、普及啓発を実施する。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・食中毒の未然防止対策の推進 全国的に食中毒の発生件数は増加傾向にあり、依然としてアニサキス、ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒の発生が多いことから、市内の食中毒の未然防止を図るため、発生リスクの高い、刺身を提供する販売店・飲食店(アニサキス対策)や焼き鳥等を提供する飲食店(カンピロバクター対策)、大量に食品を調理する給食施設や弁当調製施設(ノロウイルス対策)等を重点監視対象とし、計画的に監視指導を行う必要がある。特に、ノロウイルスによる食中毒は令和5年に3件、令和6年に2件発生していることから、ノロウイルスによる食中毒の発生要因を分析し、適切な食中毒対策を講じる必要がある。</p> <p>・HACCPに沿った衛生管理の定着促進 HACCPに沿った衛生管理については、大規模事業者は概ね適切に実施されているが、中小規模事業者は食中毒発生リスクの軽減につながる重要なポイント(中心温度の計測など)の設定不備や冷凍・冷蔵庫の温度記録の未記載など、HACCPに沿った衛生管理が定着していない施設があることから、引き続き、支援を行う必要がある。</p> <p>・市民に対する食品安全知識の普及啓発 市民に対し、食の安全に関する正しい知識の普及促進を図るため、引き続き、食品安全フェアや食品衛生協会と連携した手洗い教室などを開催するほか、令和6年12月に、国において「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定したことから、市民に対し、ホームページや出前講座等において、食べ残し持ち帰り食品における食中毒や食物アレルギーのリスク等について周知する必要がある。</p> <p>・生活衛生関係施設衛生水準の維持向上 市内の旅館及び公衆浴場、特定建築物を原因とするレジオネラ症の発生はないものの、一部の施設において浴槽水または、冷却塔水からレジオネラ属菌が検出される事例があるため、不適切な施設管理により、レジオネラ属菌の検出が無いよう施設設備の衛生指導を徹底しレジオネラ症を予防できるよう管理者の衛生水準の維持向上が必要である。</p> <p>・飲料水の安全確保の推進 令和8年度から、「PFOS及びPFOA」が新たに水道法に基づく水質基準に追加されることから、専用水道等の設置者に対し、改正法の内容を周知する必要がある。</p> <p>・犬猫の適正飼育の普及啓発の推進 殺処分頭数はゼロを維持しているものの、依然として引き取り依頼や不適正な多頭飼育事例があることから、動物の適正飼育や終生飼育の普及啓発を推進する必要がある。また、大規模災害の発生に備え、ペットの飼い主に対する防災対策に関する知識の普及が必要である。</p>	<p>・食中毒の未然防止対策の推進 食中毒発生ゼロを目指し、食中毒の原因となった細菌やウイルス別の衛生管理のポイントを記したチラシを活用し、効果的に監視指導を行う。特に、ノロウイルス対策として、使い捨て手袋の不適切な取り扱いや調理従事者が体調不良にもかかわらず調理するなど、市内で発生した食中毒の発生要因を踏まえた監視指導を行うことにより、食中毒の未然防止を図る。</p> <p>・HACCPに沿った衛生管理の定着促進 中小規模食品事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の取組を促進するため、監視時に、作業工程の重要なポイントや冷凍・冷蔵庫の温度記録等の記載ができる「自主衛生管理カレンダー」を配布し活用を促すほか、食品等事業者向けにHACCP講習会を開催するとともに、窓口での申請時や現地検査、許可書交付時など、あらゆる機会をとらえて継続的にHACCPの導入・定着を支援する。</p> <p>・市民に対する食品安全知識の普及啓発 市民に対し、食品安全フェアや出前講座などこれまでの取組に加え、食べ残し持ち帰り食品による健康被害の未然防止を図るため、環境部と連携し、SNSやチラシなどを活用し、食べ残し食品を持ち帰る際の留意事項等について周知・徹底するなど、正しい知識の普及啓発の取組を拡充する。</p> <p>・生活衛生関係施設衛生水準の維持向上 旅館や公衆浴場等生活衛生関係施設の監視指導および浴槽水や冷却塔水の検査を年間計画に基づき行うとともに、検査結果の通知やチラシの配布による注意喚起等を行い、衛生管理の徹底を図り、レジオネラ症発生防止対策を推進する。</p> <p>・飲料水の安全確保の推進 専用水道等の設置者に対して周知するとともに、「宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、飲用井戸設置者に対し、ホームページや広報紙により周知を行う。市内のPFOS及びPFOAによる地下水汚染については、必要に応じて、井戸利用者に対する飲用指導を行っていく。</p> <p>・犬猫の適正飼育の普及啓発の推進 宮わんにゃんパークを活用し、犬猫の適正飼育や終生飼育の普及啓発を図るとともに、定期的に譲渡会を開催するほか、引き取り頭数の多い離乳前の子猫については、引き続き動物病院や市民ボランティアと連携し、譲渡につなげることで、犬猫の生存機会の拡大を図る。また、防災訓練への参加などを通し、ペットと共に避難する際に必要なケージやリード等の準備に加え、避難所生活を想定したしつけや狂犬病予防注射、外部寄生虫予防等の健康管理など、平時から必要な備えについて啓発に努めていく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1	地域主体の協働によるまちづくりの推進	施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画 記載頁	95
-----	---	--------------------	-------	------------	-------------	----

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ	安全・安心の未来都市	政策	7	市民が互いに尊重し、支え合う社会の実現	関連する SDGs目標	 
------	---	------------	----	---	---------------------	----------------	---

政策目標	多様な活動主体が連携し、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整備されているとともに、年代やライフスタイルに応じた効果的な情報の発信・収集を行うことにより、市民が必要な行政情報を得られ、市政に意見を反映することができています。 全ての人の人権が尊重され、多様性を認める社会、性別に関わりなく、能力・個性を十分に発揮できる社会が構築されるとともに、外国人と日本人の相互理解が図られ、外国人住民も地域の一員として生活しています。
------	---

2 施策の取組状況

施策の方向性	市民が主役のまちづくりの実現に向けて、多様な活動主体の連携促進を図りながら、活動の担い手の確保・育成や地域コミュニティの活性化に向けた取組を支援します。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	自治会加入世帯数(世帯)	目標値	148,500	148,875	149,250	149,625	150,000	B								B
	基準値(R3)	148,370	実績値	146,789	145,557											
	目標値(R9)	150,000	単年度の達成度	98.8%	97.8%											
	基準値(R3)		実績値													
	目標値(R9)		単年度の達成度													
	基準値(R3)		実績値													
目標値(R9)		単年度の達成度														
成果指標	まちづくり活動応援事業の活動参加者数(人)	目標値	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	B	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B
	基準値(R3)	3,825	実績値	6,683	7,527											
	目標値(R9)	11,000	単年度の達成度	95.5%	94.1%											
	基準値(R3)		実績値													
	目標値(R9)		単年度の達成度													
	基準値(R3)		実績値													
目標値(R9)		単年度の達成度														
【参考指標】	中核市水準比較	自治会加入率(%)														
	中核市水準比較	自治会加入率(%)														
	中核市水準比較	自治会加入率(%)														
	中核市水準比較	自治会加入率(%)														
※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]												
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]												
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]												
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]												

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	・人口減少や少子・超高齢化の進行、市民の価値観やライフスタイルの変化などに伴い、市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化している一方、全国的に地域コミュニティやまちづくり活動の担い手不足、活力低下が懸念されている。 ・さらに、東日本大震災や令和元年東日本台風(台風19号)に加え、令和6年1月に発生した能登半島地震など、甚大な被害をもたらした災害を経験し、地域の防災力強化や高齢者等のサポートをはじめ、市民や地域団体、市民活動団体など、多様な主体がそれぞれの強みを生かした「協働のまちづくり」の重要性が高まっている。 ・一方、多世代同居の減少、マンション等の増加、共働きや高齢者就業の増加などを背景に、地域まちづくりの基盤である自治会の加入率は全国的に減少傾向が続いており、本市においては、自治会を将来にわたって維持・発展させるため、自治会の意義や重要性を明記するとともに、自治会、市民、関係団体、事業者、市の役割を具体的に定めた「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」を令和7年3月に制定、4月に施行した。	80点
施策指標	・自治会加入世帯数については、自治会加入世帯への優待制度「宮PASS」などの魅力づくりや、地域主体の取組を支援する「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の交付などを通じて、加入促進に取り組んできたものの、長期にわたって加入率減少が続く潮流を変えることは難しく、加入世帯数は前年度を下回った。 ・まちづくり活動応援事業の活動参加者数については、まちづくり活動への参加の「きっかけ」などを創出するため、ボランティア活動等にポイントを付与する「まちづくり活動応援事業」において、さらなる活用促進に向けた地域への伴走支援や説明会の開催、アプリの改修等を実施した結果、参加者数は着実に増加しているものの、目標値にはわずかに届かなかった。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民憲章推進協議会補助金		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発を担う協議会への事業支援	計画どおり	4,855	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の普及啓発と事業の持続可能性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、「市民の日記念のつどい」では市民憲章表彰を行ったほか、「フェスタmy宇都宮」の開催や、「ウオーキングフェスタ」のコースにライトアップ着点を含めるなど、宇都宮市の魅力と連携させることにより、広く参加者の募集を行い、市民憲章の周知啓発を図った。 市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めるとともに、事業の持続可能性の確保に向けて、自主財源のさらなる確保等に努める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:多様な機会を通じた普及啓発と自主財源確保に向けた見直し実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、市民憲章推進協議会構成団体やNPO、企業等と連携しながら、引き続き、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の普及啓発を図っていく。 事業の持続可能性の確保に向けてイベント出展料の見直しや企業等からの賛助金の拡大など、自主財源のさらなる確保等に努めていく。
2	まちづくり活動応援事業	SDGs 好循環P	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	アプリを活用したまちづくり活動情報の発信・入手、まちづくり活動への参加機会の創出	計画どおり	14,619	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の更なる周知やPR強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域において、本事業が活用されるよう、引き続き、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けたシステム改修に取り組むとともに、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出につながった。 更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 市内全域において、本事業が更に活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実、PR強化等を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:更なる周知に向けた事例集やPR動画等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動者の「励み」や実施団体の「活向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。
3	まちづくりセンターの運営	SDGs 好循環P	まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画どおり	29,100	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域団体、団体間連携支援やセンターの認知拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働のまちづくりの拠点施設として、指定管理更新に当たり、他団体との連携等のコーディネート業務を専門事業者に再委託可能とすることでサービス向上を図るとともに、人員体制の強化や人員配置の弾力化により、施設管理業務だけでなく外部団体へもアプローチしやすい環境を整えるなど、まちづくり活動支援の充実・強化を図った。 地域活力の維持・向上を図るため、大学生等の若者のボランティアへの参加促進や、地域活動団体等の運営や団体間の連携などを支援していくとともに、センターの更なる認知拡大や活用促進に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域への積極的なアプローチ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なるまちづくり支援の充実・強化に向け、積極的に地域に出向き、ニーズを把握しながら、各主体の連携体制構築に取り組むとともに、若年層や民間事業者など新たな協働の担い手を増やすための取組を行っていく。 まちづくり活動の中長期的な支援機能の強化に向け、運営体制等の在り方を検討する。
4	自治会加入促進・活性化支援	SDGs 好循環P 戦略事業	自治会加入促進・活性化支援	・市民 ・事業者 ・自治会 等	自治会加入促進・活動の活性化への支援	計画どおり	127,370	S54	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会の維持及び活動の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な地域づくりのための重要な役割を担う「自治会」の持続性を高めるため、自治会に関する基本理念や関係者の役割などを定めた「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」を制定するとともに、集合住宅等への加入促進アプローチ強化に向け、自治会にアドバイザーを派遣する取組や、「宮PASS」のスタンブラー開催の支援を行い、自治会会員の優待制度の魅力向上につなげるなど、様々な自治会支援事業を行った。 引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、自治会の維持及び活動の活性化を促進するため、加入促進や負担軽減、退会抑止に向けた支援の充実・強化を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:活動活性化、負担軽減、退会抑止に向けた手厚い支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」の制定を契機として、自治会への理解や関心を高めるため、市内5ブロック単位で「地区版自治会シンポジウム」を開催するとともに、高齢などを理由に活動が困難な方への負担軽減策を実施した自治会に対する支援金交付、自治会活動の効率化に向け、会費の口座振替を導入する自治会に対する初期費用の助成など、全国でも類を見ない手厚い支援策を創設し、活動の活性化や負担の軽減、退会抑止に取り組む。 引き続き、自治会が課題解決や活動の活性化に主体的に取り組めるよう、宇都宮市自治会連合会、地域行政機関と連携し、自治会支援強化を図っていく。

5	地域まちづくり計画の策定支援		<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進 	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	—	H18	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):未策定地区の策定支援と進行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに策定を検討する緑が丘地区に対し勉強会等の支援を行い、計画策定の準備を進めることができたほか、城山地区においては計画改定に向けた意識醸成を図ることができた。 ・複雑・多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、未策定の地区に対して、地域学講座や策定済地区の事例紹介などを通じた意識醸成を図り、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画策定を促進するとともに、策定済の地区における計画の進行管理等を支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域の理解促進・意識醸成と地域ニーズを踏まえた支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、引き続き、地域行政機関と連携しながら、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていくとともに、概ね10年を超える策定済地区に対しては、地域のニーズを踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を支援していく。
---	----------------	--	---	-----------	------------------	-------	---	-----	---

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動の活性化, 加入促進・退会抑止 人口減少や少子・超高齢化の進行, 市民の価値観やライフスタイルの変化などに伴い, 全国的な傾向と同様, 集合住宅の未加入者が増えるなどの影響により, 本市の自治会加入率の減少が続く中, 将来にわたって地域住民の安全で安心な暮らしを守り続けるため, 自治会活動の更なる活性化や加入促進・退会抑止に向けた取組の強化が求められている。 ・多様な主体による協働のまちづくりの推進 地域課題が多様化・複雑化する中, それらの課題に対する多様な主体によるまちづくり活動の重要性は高まっていることから, 担い手の確保や活動の活性化に加え, 担い手の支援の拠点である「まちづくりセンター」において, 企業や地域団体など多様な主体とのつながりかけづくりが期待されるなど, その取り巻く環境の変化を踏まえた支援機能の強化等に取り組む必要がある。 ・地域の特性を生かしたまちづくりの推進 地域が自らの指針として主体的に策定する「地域まちづくり計画」について, 未策定の地区への意識醸成を図り, 策定を促進するとともに, 策定済の地区における計画の進行管理等を支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動の活性化, 加入促進・退会抑止 「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」の周知と自治会の活性化等に向けた「地区版シンポジウム」の開催などに取り組むとともに, 高齢などを理由に活動が困難な方への負担軽減策を実施した自治会に対する支援金の交付をはじめ, 全国でも類を見ない手厚い支援策を創設し, 実施することにより, 自治会活動の活性化や加入促進・退会抑止に取り組む。 ・多様な主体による協働のまちづくりの推進 スマートフォンアプリ等を活用した「まちづくり活動応援事業」のPR強化を通じて登録者や活用事業の拡大を図ることで, まちづくり活動の参加促進と活動の活性化を図るとともに, 多様なまちづくり活動主体の連携・協力の強化に向けた「まちづくりセンター」の支援機能の更なる発揮に向け, 今後の求められる機能やふさわしいサービス提供の在り方を検討する。 ・地域の特性を生かしたまちづくりの推進 地域まちづくり計画の未策定地区に対して, 引き続き, 地域行政機関と連携しながら, 地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により, 理解促進と意識醸成を図っていくとともに, 計画策定から概ね10年を超える地区に対しては, 地域のニーズを踏まえ, 必要に応じて計画の見直し等を支援していく。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	市政への理解と参画の促進	施策主管課	広報広聴課	総合計画 記載頁	95
1 施策の位置付け	政策の柱	Ⅲ 安全・安心の未来都市	政策	7	市民が互いに尊重し、支え合う社会の実現	関連する SDGs目標
政策目標	多様な活動主体が連携し、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整備されているとともに、年代やライフスタイルに応じた効果的な情報の発信・収集を行うことにより、市民が必要な行政情報を得られ、市政に意見を反映することができています。 全ての人の人権が尊重され、多様性を認める社会、性別に関わりなく、能力・個性を十分に発揮できる社会が構築されるとともに、外国人と日本人の相互理解が図られ、外国人住民も地域の一人として生活しています。					

2 施策の取組状況

施策の方向性	全ての市民に必要な情報を迅速に届けられるよう、年代やライフスタイルに応じた戦略的な広報活動を推進するとともに、広聴機能を充実することにより、市民の市政への理解と参画の促進を図ります。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価			
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない					
産出指標	各種広報媒体による情報発信回数(回)	目標値	3,244	3,244	3,244	3,244	3,244	A								B		
	基準値 (R3)	3,496回	実績値	3,280	3,559				R5	7.4%	30.2%	37.6%	11.6%	4.7%	38.6%			
	目標値 (R9)	3,244回	単年度の達成度	101.1%	109.7%				R6	7.5%	26.7%	34.2%	9.3%	6.6%	45.6%			
	まちづくり懇談会等における参加者数(累計)(人)	目標値	3,612	7,224	10,836	14,448	18,060	A	R7									
	基準値 (R3)	3,513人	実績値	3,660	7,656				R8									
	目標値 (R9)	18,060人	単年度の達成度	101.3%	106.0%				R9									
成果指標	広報媒体における市政情報の視聴状況(%)	目標値	25.7%	26.8%	27.8%	28.9%	30.0%	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B		
	基準値 (R3)	23.6%	実績値	25.8%	26.0%				【参考指標】									
	目標値 (R9)	30.0%	単年度の達成度	100.4%	97.0%				中核市水準比較	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9		評価の組合せ	
	中核市平均																指標	評価
	本市実績																	
	本市順位																	
	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A												
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B												
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B												
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B												

※【① 施策指標】の単年度の達成度の計算について
 ★ 逦増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逦減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)			総合評価
施策を取り巻く環境等	・デジタル技術の進展やライフスタイルの変化により、市民等の情報入手手段が多様化し、膨大な情報があふれる中、市民に必要な情報が届かないことや、誤った情報に惑わされる事例が発生していることから、全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報を確立していく必要がある。 ・また、頻発化・激甚化する自然災害等により、市民の安全安心への意識がこれまで以上に高まっていることから、危機が発生した時の被害と損失を最小限に留めるため、正確で迅速な広報活動が必要となっている。 ・人口減少・少子高齢化が進行する中、若い世代をはじめ幅広い世代の市民の声が反映され、市政への参画意識が持てるよう、広聴事業に取り組む必要がある。		85点
施策指標	市民満足度	・広報事業については、LINEの友だち登録者増に向けた取り組みを行うとともに新たにInstagramの運用を開始したほか、ライトラインなど様々な広報媒体を活用しながら効果的に情報発信し、市民等に市政情報や市の魅力をより一層理解・共感してもらえるよう努めており、また、災害情報等の緊急情報についても、市民等に対してホームページやSNS等により迅速な情報発信などを行ったが、市民満足度は昨年度から微減となっている。 ・広聴事業については、「まちづくり懇談会」や「宮だより」(市長へのメール等)などにより、各地域や幅広い世代の意見聴取に努めるとともに、市民の意見等に対して、所管部署と連携しながら、迅速で丁寧な回答を行ってきたが、市民満足度は昨年度から微減となっている。 ・また、「わからない」とする回答が増加傾向にあり、特に10代や学生の回答割合が高いことから、若年層に向けた広報広聴事業の強化が必要である。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	戦略的な広報の推進	戦略事業	市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立	・市民 ・市職員	「伝わる」広報の実現に向けて、広報アドバイザーを活用しながら、戦略的に広報活動に取り組む。 ①効果的な広報ツールの活用 ②重要施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報 ③職員の広報スキルの向上	計画どおり	39,953	R4	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「伝わる」広報の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効果的な広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・LINEにおいて、登録者増加に向けたLINE広告や、広報紙への掲載、チラシの掲出や配布を実施した。 ・本市の魅力発信などに有効な手法の一つであることから、市公式Instagramの運用を開始した。 ・広報アドバイザーを活用し、デジタルマーケティングに関する事業実施に係るプロポーザル審査及び事業実施、SNSの活用方法など、効果的な情報発信に関する助言・支援を行った。 ・今後も、利用者が必要な情報をより迅速に取得できるよう、ターゲットに合わせた情報発信ツールの活用や媒体間の連携を図るなど、広報アドバイザーを活用しながら戦略的な情報発信に取り組む必要がある。 ○職員の広報スキルの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・より戦略的・効果的に広報広聴事業を展開するため、新たに「広報広聴推進リーダー」を設置するとともに、広報広聴主任の役割等を見直した。 ・「伝わる」広報マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、効果的な広報手法の周知などに取り組むことができた。 ・広報媒体の効果的な活用について、引き続き、職員の広報スキルの向上を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の更なる推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○効果的な広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・SNSのプッシュ型通知の取り組み強化、動画モニターやデジタルサイネージなど多様な広報媒体を効果的に活用することにより、引き続き、市政情報の発信を強化していく。 ・引き続き、広報アドバイザーの活用を庁内へ呼びかけるとともに、関係部署への適切な助言・支援を行う。 ○職員の広報スキルの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・「伝わる」広報マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、職員の更なる広報スキルの向上を図る。 ・デジタルマーケティング事業実施担当者を対象とした研修や、各課における広報担当者を対象とした実践的な内容の研修を実施することにより、担当職員の広報スキルの向上を図る。 	
2	広報紙等の発行事業	戦略事業	広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳)	計画どおり	120,734	S25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):全市民に対する市政情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報記事と連動した市公式ホームページの掲載、QRコードの活用など、他市事例を参考に広報紙の見直し方針を定めた。 ・広報紙の発行及び電子書籍での閲覧について、市公式LINEやXに加えて、令和6年度から運用を開始したInstagramで情報発信し、新聞折込や郵送で入手していない市民に対しても、市政情報を発信できた。 ・今後も引き続き、分かりやすい紙面の作成や、様々な媒体との連携など、効果的な情報発信手法に取り組む必要がある。 ・令和6年度暮らしの便利帳(デジ版、外国語版含む)を作成、発行した。 ・今後の暮らしの便利帳のあり方について見直しを行い、他の広報媒体により市政情報を発信できていることを鑑み、令和6年度の発行をもって廃止することとした。 <p>【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より見やすい広報紙を作製するとともに多くの市民に情報を伝えるため、民間のノウハウの活用や配布方法等について検討を行う。 	
3	テレビ・ラジオ広報事業	戦略事業	広報・広聴事業の充実	市民	テレビ(とちぎテレビ、ケーブルテレビ)、ラジオ(栃木放送、エフエム栃木、ミヤラジオ)により、市民が必要とする市政情報(行事、催し、生活情報)等を提供	計画どおり	30,247	H10	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):放映内容の見直しの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビの放送内容について、ライトライン沿線情報を紹介するものから、市内全域を対象とした公共交通利用を促す内容に見直し(R7.4~放映開始)。 ・放映後に動画を市公式YouTubeに掲載しているため、それをより多くの方に見ていただけるよう、様々な広報媒体と連携した周知や放送内容の見直しなどを検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:新たな視聴者の獲得に向けた放送内容などの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビは、聴覚障がい者へも有効な媒体であることから、テレビ番組へのテロップ表示の充実など、効果的な情報提供を行っていく。 ・「伝わる」広報の推進を図るため、市民の属性や情報の特性に応じ、各媒体と連動した情報発信を行うなど、各種広報媒体の効果的な活用方策について検討する。 ・各種広報媒体における周知に努めるとともに、タイムリーなテーマの選定や放送内容の見直しなどにより、新たな視聴者の獲得を図る。 	
4	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)		市民の市政への参画の促進	市民	市長が地域に出向いて市民と直接対話する「まちづくり懇談会」や、若者が気軽に市長と語り合う「市長とトーク」を実施	計画どおり	174	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):幅広い世代からの意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS(市公式LINE、市公式X)による情報発信や学校等へのポスター掲示など、若い世代への周知を強化し、幅広い世代からの意見聴取を図った。 ・「まちづくり懇談会」については、地域の意向(聞き取りを実施)を踏まえ、より気軽に自由闊達に意見交換ができるよう、実施内容の見直し(地域代表意見の廃止など)を行った。 ・「市長とトーク」については、新たに高校への出張型を実施し、19名(清陵高校生徒会)が参加した。 ・より一層の幅広い世代の参加促進を図るため、引き続き、周知強化や開催方法の見直し等を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:幅広い世代からの意見聴取、自由闊達な意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、SNSによる情報発信や学校等へのポスター掲示など、周知強化を図る。 ・「まちづくり懇談会」については、より気軽に自由闊達に意見交換ができる懇談会となるよう、地域行政機関と連携し、地域の意向を十分確認しながら運営する。 ・「市長とトーク」については、参加対象(カテゴリー)を再編し、若い世代に特化した事業とする。 	

5	市政世論調査事業		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上の市民(住民基本台帳から5,400人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析の実施	計画どおり	4,046	S43	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):回答率の維持・向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回答を促す案内チラシの同封(調査票送付時)やリマインダーハガキの送付に加え、新たに、発送用封筒にイラスト入りで回答期限を記載するなどの取組を行ったことで、回答率が向上(45%→51%)した。 ・引き続き、回答率の維持・向上に向けた取組の強化を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:回答率の維持・向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、チラシや封筒、リマインダーハガキ等による回答を促す取組の充実・強化を図るとともに、回答者の負担軽減を図る(設問数の調整やわかりやすい質問文にする等)など、回答率の向上に向けた取組を行う。
---	----------	--	--------------	--	--	-------	-------	-----	--

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・「伝える」広報の確立に向けた戦略的な広報の推進 デジタル技術の進展やライフスタイルが変化する中、市民等の情報入手手段が多様化していることから、日頃の市政情報の発信はもとより、重要施策や市民の生命・財産等に係る事案について、全ての市民等に必要な情報が確実に伝わり、理解や共感を得られるような「伝える」広報の確立が必要である。</p> <p>・幅広い世代からの意見聴取、自由闊達な意見交換 人口減少・少子高齢化が進行する中、若者から高齢者まで幅広い世代からの意見を聴取し市政に活かしていくことが重要であることから、他の世代と比較して広聴事業への参加が少ない若い世代からの意見聴取を強化していく必要がある。 また、「まちづくり懇談会」については、より気軽に自由闊達な意見交換を行うため、地域の意向を踏まえながら、懇談会を運営する必要がある。</p>	<p>・「伝える」広報の確立に向けた戦略的な広報の推進 情報入手手段としての市民ニーズが高い広報紙について、より効果的な情報発信ができるよう、アイキャッチを取り入れた記事作成や配布方法などの見直し・検討を行う。また、LINEの友だち登録者数を増やすなど、SNSによる情報発信の強化に取り組むほか、職員の更なる広報スキル向上のため、広報アドバイザーを活用した関係部署への適切な助言・支援とともに、デジタルマーケティングによる広報スキルが必要な担当部署の職員や各課の広報実務を担う担当者を対象に新たな庁内研修を実施していく。</p> <p>・幅広い世代からの意見聴取、自由闊達な意見交換 広聴事業への参加が少ない若い世代からの意見を聴取するため、SNSを積極的に活用した情報発信や市内の学校(高校、大学、専門学校等)へのポスター掲示等により周知を強化するほか、「市長とトーク」について、参加対象(カテゴリー)を若い世代に特化した事業に再編する。 また、「まちづくり懇談会」については、地域行政機関と広報広聴課が連携して、地域の意向を十分確認しながら運営するとともに、より気軽な意見交換を行えるよう、随時見直しを図っていく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3	かけがえのない個人の尊重	施策主管課	女性活躍推進課	総合計画 記載頁	95
1 施策の位置付け			関連する SDGs目標	5 女性の働きやすさを 実現しよう 16 平和と正義を つづけていこう		
政策の柱	Ⅲ	安全・安心の未来都市	政策	7	市民が互いに尊重し、支え合う社会の実現	
政策目標	多様な活動主体が連携し、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整備されているとともに、年代やライフスタイルに応じた効果的な情報の発信・収集を行うことにより、市民が必要な行政情報を得られ、市政に意見を反映することができています。 全ての人の人権が尊重され、多様性を認める社会、性別に関わりなく、能力・個性を十分に発揮できる社会が構築されるとともに、外国人と日本人の相互理解が図られ、外国人住民も地域の一員として生活しています。					

2 施策の取組状況

施策の方向性	人権啓発や虐待防止、いじめ対策、DV・困難を抱える女性支援に取り組み、人権擁護を推進します。 市民や企業に対する啓発に取り組み、性的マイノリティなど多様な性への理解を促進します。 戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えられるよう、戦争体験の記録を作成・活用するなど、平和意識の醸成に取り組みます。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	DV防止啓発講座の受講者数 (5か年累計)(人)	目標値	1,300	2,600	3,900	5,200	6,500	B								B
	基準値 (R3)	1,365人	実績値	873	1,944											
	目標値 (R9)	6,500人	単年度の達成度	67.2%	74.8%											
	目標値		実績値													
	目標値 (R9)		単年度の達成度													
	目標値		実績値													
成果指標	女性に対する暴力や様々な悩みなどについて相談 できる窓口を知っている市民の割合(%)	目標値	58.0	63.0	68.0	73.0	78.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B
	基準値 (R4)	53.0%	実績値	60.7	58.4											
	目標値 (R9)	78.0%	単年度の達成度	104.7%	92.7%											
	目標値		実績値													
	目標値 (R9)		単年度の達成度													
	目標値		実績値													
【参考指標】	中核市水準比較	中核市平均														
	本市実績															
	本市順位															
	※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B									
② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B											
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B											
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B											

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)			総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、女性をめぐる複雑化・多様化・複合化した課題が、コロナ禍において顕在化し、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2年度以降高水準で推移している。また、令和6年4月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以降、困難女性支援法)が施行され、国や市など行政に対し、困難な問題を抱える女性へ切れ目ない支援を行うための体制の充実が求められているほか、あわせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等が盛り込まれた。 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、LGBT理解増進法)が令和5年6月に施行され、地方自治体の役割として、国との連携や地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施に努めることなどが明記された。 ロシアのウクライナへの軍事侵襲に加え、イスラエル・パレスチナの不安定な情勢が続く中、日本においては令和7年に戦後80年となることから、戦争の悲惨さや平和の尊さをより多くの人に伝え、市民の平和意識を一層高めていくことが重要である。 		80点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> DV啓発講座の累計受講者数について、DVの未然防止に向けた若年層からの意識啓発として、大学や専門学校で実施したほか、中学校での実施拡大に向け、教員対象の研修会において周知を行ったことで、実施校が令和5年度の3校から令和6年度は6校に増えるなど、令和5年度からは受講者数が増加したが、目標値を下回っている。 配偶者からの暴力の相談窓口等の認知度について、相談窓口の秘匿性により周知が難しい状況である中、つながりサポート女性支援事業の連携機関(101団体)の協力を得ながら、DVを含む女性相談に係る窓口の周知を積極的に行ったものの目標値をやや下回った。 	市民満足度	DV対策のほか、不安や困難を抱える女性への相談支援の強化、また、多様な性への理解促進を図るための企業経営者等を対象とした啓発セミナーの開催、パンフレットの作成・配布のほか、「平和のつどい」や「平和親善大使広島派遣事業」などの、人権・平和意識の醸成に積極的に取り組んだものの、市民満足度が前年度をやや下回ったことや、わからないといった回答が半数以上に上ることから、更なる周知啓発や意識醸成に取り組む必要がある。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	宇都宮市つながりサポート女性支援事業	好循環P 戦略事業	コロナ禍において不安を抱える女性への相談事業の強化	コロナ禍において不安を抱える女性	・生理用品の提供をきっかけとした相談 ・NPO等の知見や専門性を活かした相談支援	計画どおり	13,538	R3	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 困難を抱える女性への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市女性相談所での相談のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、協力機関による「つなサボ相談室」(57か所)や、公共施設や市イベント会場などでの出張相談会や連携機関との周知イベントを12か所で開催し、6月から新たに居場所づくり事業を実施するなど、委託事業者や協力機関の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。 ・円滑で切れ目のない支援を行うため、協力機関連携会議等において、相互理解を深めるための意見交換や研修等に取り組んだことで、協力機関同士のネットワーク化を図ることができた。 ・相談窓口を有する団体を対象に、支援人材育成出前講座を開催し、困難な問題を抱える女性を支援できる人材を育成した。 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有する連携機関の協力体制の構築やネットワークを強化していく必要がある。 ・相談事業や居場所事業について、若い方の利用が少ないことから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 連携機関との協力体制強化による切れ目のない相談支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、連携会議等において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組む。連携機関同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。 ・困難な問題を抱えている状況ではあるが、相談や支援の必要性を認識することができない、行政への相談はハードルが高いなどの理由により相談できない若年女性が気軽に相談できるよう、出張相談会や居場所づくり事業の実施頻度・場所の見直し等を行っていく。
2	女性相談事業	好循環P	女性からの相談体制の充実	・市内在住もしくは勤務の、家庭内などの問題に悩む女性 ・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画どおり	1,040	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 相談員の資質向上と関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの女性相談事業に加え、「つながりサポート女性支援事業」を実施することで、相談窓口の認知度向上を図ることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。 ・相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会への参加や、勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図った。 ・女性相談所で受け付けた相談のうち、10代・20代からの相談は全体の割合未満(令和4～6年度実績)となっていることから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 相談体制の更なる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱えている状況ではあるが、相談や支援の必要性を認識することができない、行政への相談はハードルが高いなどの理由により相談できない若年女性が気軽に相談できるよう、SNSなど多様な相談機会の提供を行う。
3	DV対策推進事業	好循環P 戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,321	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、令和6年度は中学校6校で実施したアンケートにおいて、「内容は理解できた」「内容は参考になった」という回答が9割、デートDVについて「理解できた」「参考になった」という回答が9.5割であること、また「この講座で初めてデートDVについて知った」という回答が6割であったことから、若年層のデートDVに関する理解度を向上させることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 ・DV被害者に対する自立支援事業について、各種講座や就労準備に向けた相談会などを実施することにより、DV被害者の心身回復や自立を促すことができた。 ・今後も引き続き、DV被害者の発見・相談から心身の回復、自立の援助までを一体的に切れ目なく支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針: DV被害者に向けた取組及び関係機関等との連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDVなど若年層への意識啓発については、デートDV出前講座において、多くの学校等で啓発機会を設けられるよう、働きかけを強化していく。 ・また、DV被害者の支援については、「つながりサポート女性支援事業」の一部受託者であり、DV被害者の特性を熟知し、自立支援に関するノウハウを有する団体とこれまで以上に連携を図り、事業を一体的に実施することにより、発見・相談から自立の援助まで切れ目のない支援を行う。
4	人権・平和啓発活動事業	好循環P 戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民、市内小学生、市内企業、市職員	・市民向け啓発事業の実施 ・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTQに関する理解促進	計画どおり	943	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員と連携し、人権週間におけるパネル展示等の啓発を行うほか、市ホームページや広報紙等において、インターネット上における誹謗中傷や性的マイノリティの方々への偏見や差別防止を呼びかけることにより、人権意識の向上に取り組んだ。 ・LGBT理解増進法の施行により、多様な性への社会的関心が高まる中、多様な性に関する企業向けデジタルパンフレットを商工会議所などを通してメール配信したほか、啓発セミナーなども開催した。また、中学校に啓発カードを配付するなど、企業や学校での理解促進に取り組んだ。 ・SNS等による人権侵害など人権問題が多様化・複雑化していることに加え、多様な性への社会的関心が高まっていることから、更なる人権に対する理解促進や意識向上が必要である。 <p>【②今後の取組方針: 効果的な周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の向上を図り、あらゆる差別や偏見等をなくすため、引き続き、人権擁護委員と連携しながら周知啓発に取り組むとともに、「多様な性」の理解促進に向けた企業向けのセミナー開催や中学校での啓発カードの配付などに取り組んでいく。

5	平和のつどい実行委員会交付金		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平和のつどいの開催 動画による平和啓発 平和啓発パネル展 	計画どおり	370	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民への平和意識の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平和のつどい」については広島派遣中学生の壮行や映画「島守の塔」の上映を行い、平和の尊さを来場者に伝えることができた。 また、次世代を担う児童生徒(小5、中2)を対象に、これまでに作成した「平和啓発動画」を夏休み期間に自宅でタブレットにより視聴してもらうことで、平和意識の醸成を図ることができた。 今後も戦争の記憶や平和の尊さを次世代に継承していけるよう、取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:戦後80年の節目を機会とする平和意識の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年は戦後80年の節目を迎え、市民の平和への関心が高まる機会でもあることから、平和に関する映画上映に替えて、市民の認知度も高く、世界の紛争地域を取材し、戦争の悲惨さを語る事ができる講師による講演を「平和のつどい」のプログラムに組み込むとともに、全小中学生に対し「平和啓発動画」の視聴を促すなど、将来に渡る市民の平和意識の醸成に繋がるよう取り組む。
---	----------------	--	---------------	-------------	--	-------	-----	-----	---

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>【困難な問題を抱える女性への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有する連携機関の協力体制の構築やネットワークを強化していく必要がある。 つながりサポート女性支援事業における相談事業や居場所事業について、若年層の利用が少ないことから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。 女性相談所で受け付けた相談のうち、10代・20代からの相談は全体の割未満(令和4～6年度実績)となっていることから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。 DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 今後も引き続き、DV被害者の発見・相談から心身の回復、自立の援助までを一体的に切れ目なく支援していく必要がある。 <p>【人権に対する意識啓発】</p> <p>人権意識や「多様な性」への社会的関心が高まる中、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、人権擁護委員と連携した啓発活動などに継続的に取り組むとともに、LGBTQなど「多様な性」について、学生も含めた広く市民への理解促進や、働く場である企業における差別や偏見の解消に向け、意識の醸成や取組の促進を図っていく必要がある。</p> <p>【平和に関する意識醸成】</p> <p>ロシアのウクライナへの軍事侵攻に加え、イスラエル・パレスチナの不安定な情勢が続く中、日本においては令和7年に戦後80年となることから、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを次世代に継承していくとともに、広く市民の平和意識の醸成に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>【困難な問題を抱える女性への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、連携会議等において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組み、連携機関同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。 困難な問題を抱えている状況ではあるが、相談や支援の必要性を認識することができない、行政への相談はハードルが高いなどの理由により相談できない若年女性が気軽に相談できるよう、つながりサポート女性支援事業において、出張相談会や居場所づくり事業の回数・場所の見直し等を行っていく。 また、女性相談所においても、若年女性が気軽に相談できるよう、SNSなど多様な相談機会の提供を行っていく。 デートDVなど若年層への意識啓発については、より多くの生徒や学校等で啓発機会を設けられるよう、効果的な手法を検討する。 また、DV被害者の支援については、「つながりサポート女性支援事業」の一部受託者であり、DV被害の特性を熟知し、自立支援に関するノウハウを有する団体とこれまで以上に連携を図り、事業を一体的に実施することにより、発見・相談から自立の援助まで切れ目のない支援を行う。 <p>【人権に対する意識啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、広報紙や啓発パネル展の実施、人権擁護委員と連携した人権よろず相談や児童生徒・市民への周知啓発に取り組む。また、LGBTQなど「多様な性」について、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づき、本市サービスを提供していくほか、経済団体等とも連携しながら、企業経営者等を対象にした啓発セミナーやパンフレットの充実に取り組み、更なる理解促進につなげていく。 <p>【平和に関する意識醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、小中学生に向けた宇都宮空襲などについての平和啓発動画の視聴促進や中学2年生を広島市の平和記念式典に派遣する「平和親善大使広島派遣事業」などに取り組むとともに、「平和のつどい」の開催などにより、幅広い世代に向けた啓発事業に取り組む。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4	男女共同参画の推進	施策主管課	女性活躍推進課	総合計画 記載頁	95
1 施策の位置付け	政策の柱	Ⅲ 安全・安心の未来都市	政策	7	市民が互いに尊重し、支え合う社会の実現	関連するSDGs目標
政策目標	多様な活動主体が連携し、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整備されているとともに、年代やライフスタイルに応じた効果的な情報の発信・収集を行うことにより、市民が必要な行政情報を得られ、市政に意見を反映することができています。 全ての人の人権が尊重され、多様性を認める社会、性別に関わりなく、能力・個性を十分に発揮できる社会が構築されるとともに、外国人と日本人の相互理解が図られ、外国人住民も地域の一員として生活しています。					

2 施策の取組状況

施策の方向性	固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発により、男女共同参画意識を醸成します。 女性の人材育成や働きやすい職場環境づくりを促進することにより、雇用の場における女性の活躍を推進します。 地域における女性リーダーの育成や、女性が様々な場で活躍できる取組を支援することにより、地域社会における男女共同参画を推進します。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価																												
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない																														
産出指標	男女共同参画推進啓発講座の受講者数(5か年累計)	目標値	900	1,800	2,700	3,600	4,500	A								B																											
	基準値(R3)	564	実績値	974	1,813																																						
	目標値(R9)	4,500	単年度の達成度	108.2%	100.7%																																						
	成果指標	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合(%)	目標値	18.4	16.8	15.2	13.6	12.0									B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照 【参考指標】 中核市水準比較 各種審議会等委員に占める女性の割合 中核市平均: 30.6, 31.0 本市実績: 26.8, 27.9 本市順位: 49位/62市中, 45位/62市中 ※ 評価の考え方 ① 施策指標(産出指標)(成果指標): A: 達成度100%以上 [25点], B: 達成度70%以上100%未満 [20点], C: 達成度70%未満 [15点] ② 市民意識調査結果(満足度): A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点], B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点], C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点] ③ 主要な構成事業の進捗状況: A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点], B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点], C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点] 総合評価: 順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上], 概ね順調: 主にB評価が3つ以上(75点以上90点未満), やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]							B																		
		基準値(R3)	21.80%	実績値	21.2	20.4																																					
		目標値(R9)	12.0%	単年度の達成度	86.8%	82.4%																																					
		市民満足度	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合(%)	目標値	18.4	16.8	15.2	13.6									12.0									B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照 【参考指標】 中核市水準比較 各種審議会等委員に占める女性の割合 中核市平均: 30.6, 31.0 本市実績: 26.8, 27.9 本市順位: 49位/62市中, 45位/62市中 ※ 評価の考え方 ① 施策指標(産出指標)(成果指標): A: 達成度100%以上 [25点], B: 達成度70%以上100%未満 [20点], C: 達成度70%未満 [15点] ② 市民意識調査結果(満足度): A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点], B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点], C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点] ③ 主要な構成事業の進捗状況: A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点], B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点], C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点] 総合評価: 順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上], 概ね順調: 主にB評価が3つ以上(75点以上90点未満), やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]							B									
			基準値(R3)	21.80%	実績値	21.2	20.4																																				
			目標値(R9)	12.0%	単年度の達成度	86.8%	82.4%																																				
			市民満足度	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合(%)	目標値	18.4	16.8	15.2									13.6									12.0									B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照 【参考指標】 中核市水準比較 各種審議会等委員に占める女性の割合 中核市平均: 30.6, 31.0 本市実績: 26.8, 27.9 本市順位: 49位/62市中, 45位/62市中 ※ 評価の考え方 ① 施策指標(産出指標)(成果指標): A: 達成度100%以上 [25点], B: 達成度70%以上100%未満 [20点], C: 達成度70%未満 [15点] ② 市民意識調査結果(満足度): A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点], B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点], C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点] ③ 主要な構成事業の進捗状況: A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点], B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点], C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点] 総合評価: 順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上], 概ね順調: 主にB評価が3つ以上(75点以上90点未満), やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]							B
				基準値(R3)	21.80%	実績値	21.2	20.4																																			
				目標値(R9)	12.0%	単年度の達成度	86.8%	82.4%																																			

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月に「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が本県で開催され、「ジェンダー平等」や「女性のエンパワーメントの推進」などが「日光声明」として提唱されるなど、性別に関わりなく誰もが活躍できるまちづくりの推進が求められている。 国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン」(5期計画)においては、男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消の必要性が掲げられており、本市が令和3年度に実施した市民意識調査等においても、依然として、固定的な性別役割分担意識が存在していることが分かったことから、それらの解消に向けた取組を行っていく必要がある。 令和4年度に「女性活躍推進法」及び「育児・介護休業法」の改正法が施行されたことに伴い、企業における更なる女性活躍と男性の家庭参画が求められていることから、企業経営者等を対象とした周知啓発の充実を図るなど、企業の取組を促進していく必要がある。 令和7年度末までの時限法である「女性活躍推進法」については、女性活躍の施策の効果が表れるまでに一定の期間が必要だとし、10年間期限を延長する方向で検討が進められている。 本市女性の就業率は徐々に増加しているが、全国と比較すると依然として低い状況であり、令和3年度に実施した市民意識調査において、退職した理由として「仕事と家庭の両立が困難」という理由を挙げる人が最も多い状況にあり、働き続けることを希望する女性が働き続けられる職場環境の整備促進を図っていく必要がある。また、令和4年4月に国において「女性デジタル人材育成プラン」が策定され、女性のデジタルスキルの向上と就労支援による、女性の経済的自立を可能とする環境整備が求められている。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進啓発講座の受講者数については、令和5年度に開催された「G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の機運の高まりを絶やさぬよう、「男女共同参画講演会」を開催したほか、女性活躍や男性の家庭参画促進につながるセミナーなどに着実に実施開催したことにより、目標値を上回った。 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合については、アンコンシャスバイアスの解消に向けた企業経営者向けセミナーの開催やデジタルパンフレットの作成、市民向けセミナーの開催などに取り組み前年度よりは下回ったものの、目標値には到達していない。 	
市民満足度	令和5年度に本県で開催された「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」により高まった女性活躍の機運を絶やさぬよう、市広報紙やSNS、男女共同参画情報誌など各種媒体を活用した周知啓発、女性活躍の推進や男性の育児休業取得促進に関する各種事業などに積極的に取り組んできたが、市民満足度が前年度を下回ったことや、わからないといった回答が半数以上にのぼることから、更なる周知啓発や意識醸成に取り組む必要がある。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	女性活躍推進事業	SDGs 好循環P 戦略事業	働くことを希望する女性が働き続けられ、雇用の場において活躍できるよう、若年層からの意識醸成や、女性の経済的自立に向けた人材育成を図るとともに、能力を発揮し活躍できる職場環境の整備促進に取り組む。	・事業者 ・学生 ・市民	・企業経営者向けセミナー等における一般事業主行動計画策定支援やリーフレットの活用促進 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・インターンシップ事業の実施 ・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」の実施	計画どおり	14,596	R1	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】中小企業における女性活躍事業の促進、インターンシップ事業の実施、女性デジタル人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、セミナーの開催やデジタルパンフレットの作成・配信、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の派遣、企業経営者等への啓発・取組促進のほか、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への助成、テクノロジーの力で健康課題を解決する「フェムテック」製品の周知・活用を促すイベントの開催に新たに取り組んだ。 ・女性特有の健康上の問題や、結婚、出産等を理由とした女性の離職率が高いことから、女性の仕事と健康課題の両立に向けた支援に取り組む必要がある。 ・学生に対しては、「オンラインインターンシップ事業」を実施し、結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成を図るとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを新たに作成し、大手就活支援サイトのバナー広告にリンクを掲載した。 ・「オンラインインターンシップ事業」については、各大学におけるキャリア支援において同様の内容を実施していることや、令和4年6月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(3省合意)の改正により、当該事業の内容がインターンシップに該当しなくなったことなどから、大学のキャリア支援教育との差別化を図るとともに、性別に関係なく誰もが希望する職業に就くことができるよう、進路選択の段階から、職業に対する固定観念を変えるための教育を実施する必要がある。 ・女性デジタル人材の育成については、「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を実施し、22名中19名が就労につながった。 ・今後は、受講定員数に対し4倍以上の参加申込者あり需要が高いことから、需要に応じた事業内容を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:中小企業における更なる女性活躍事業の促進、インターンシップ事業の実施、女性デジタル人材の更なる育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、商工会議所などの経済団体等と連携しながら、中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けセミナーの開催やデジタル版リーフレットの作成・配布、市内業種別団体等への出前セミナー、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への助成、フェムテック製品・サービス活用促進のためのイベントの開催に取り組むとともに、新たに女性活躍に関する「事業所実態調査」を実施し、市内企業の実態を把握するとともに、女性の仕事と健康課題の両立に向け、女性の健康支援に関するセミナーや女性の健康経営コンサルティングを実施し、性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備に取り組む。また、女性活躍の取組を一層加速化するため、経済産業省と連携し女性リーダー育成研修を開催するほか、専門家の知見を得ながら、職域のみならずあらゆる分野に取組を広げていく。 ・学生に対しては、引き続き働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを作成し、大手就活支援サイトのバナー広告にリンクを掲載することで、本市における就業継続意識の醸成に取り組んでいく。 ・「オンラインインターンシップ事業」については、理系学部や理工系企業を含め、女子の多様な進路選択を可能とするための教育機会の確保や意識の醸成に資するよう、事業内容を見直す。 ・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を引き続き実施し、更なる女性デジタル人材の育成に取り組むとともに、令和5年度、6年度に実施した事業参加者の追跡調査を行い効果的な事業内容を検討することで、さらなる女性デジタル人材の育成につなげていく。
2	ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・事業者等 ・市民	・事業者表彰の実施 ・企業経営者及び男性従業員向け啓発講座やデジタルパンフレットの作成・配信 ・市民向け啓発事業の実施	計画どおり	1,434	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やデジタルパンフレットの作成・配信、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」を実施し、受賞企業には入札参加資格において加点するなどインセンティブの付与に取り組んだ。 ・令和7年4月の「育児・介護休業法」の改正と併せ、より一層、制度の周知や意識啓発に取り組む必要がある。 ・市民に対しては、女性が仕事と生活を調和させながら、さまざまな場で活躍できるよう支援する各種講座を開催した。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対しては、ワークライフバランスの具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだデジタルパンフレットの配信やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図るとともに、「育児・介護休業法」の改正内容を関係機関と連携し周知を行う。 ・市民に対しては、ワークライフバランスの実践に向け、引き続き、各種講座の実施に取り組む。

3	市民啓発事業	戦略事業	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	市民、児童生徒、教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料「かがやき」の改定	計画どおり	3,520	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【教育】小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について、ジェンダー平等の機運の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、小学生により一層興味を持って学習してもらえるよう、本市の児童に身近で具体的なエピソードや内容に見直すとともに、教材を電子化し、全児童が活用している「1人1台端末」で学習できるようリニューアルを行った。 ・リニューアルした「かがやき」について、学校や家庭で積極的な活用が図られるよう、一層周知を行っていく必要がある。 ・【地域・家庭】女性の地域活動参画セミナーや社会に根強く残る固定的性別役割分担を可視化し、考えるきっかけとした男女共同参画講演会や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施、自分らしく働きたい女性が抱える課題の解決をテーマとした市民向け情報誌「ぼーとなーしっぶ」を発行するなどにより、各世代や活動に場における男女共同参画の推進に取り組んだ。 ・より一層女性の活躍を推進するため、各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な啓発に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かがやき」について、児童のタブレット端末には、様々な資料が掲載されていることから、「かがやき」を速やかに閲覧できるようQRコードを掲載したステッカーを全児童に配布するほか、学校での活用が図られるよう、教員向けの手引書を配布する。 ・引き続き、地域や家庭など各活動の場に応じた男女共同参画に関する各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に取り組むとともに、新たに、地域活動において、女性が参画する必要性について学ぶ出前講座を開設し、地域活動での女性活躍に向けた取組を進める。
4	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	400	S62	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市女性団体連絡協議会への補助金の交付により、市民向けの講演会(男女共生社会を目指すうつのみや市民のつどい)や研修会を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。 <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のため、民間団体による啓発活動を支援することが有効であると考えられることから、当該団体の取組に対して引き続き補助金による支援を継続する。</p>
5	うつのみや市民会議補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつのみや市民会議補助金の交付により、会員や市民向けの啓発講座やイベントにおける啓発などの活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。 <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <p>男女共同参画社会実現のため、民間団体による啓発活動を支援することが有効であると考えられることから、当該団体の取組に対して引き続き補助金による支援を継続する。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>【男女共同参画意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性をはじめ、誰もが性別や年齢にかかわらず自らの希望に沿ってあらゆる分野で活躍できる社会づくりに向け、様々な世代や活動の場に応じた固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた周知啓発に取り組む必要がある。 <p>【雇用の場における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・出産・育児などライフステージの変化により女性の就業率が低下する状況が見られることから、長時間を前提とした働き方の見直し、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、女性の仕事と健康課題の両立に向けた支援に取り組む必要がある。また、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正に伴い、企業における更なる女性活躍と男性の家庭参画の促進が求められており、企業経営者等を対象とした更なる意識啓発に取り組む必要がある。 <p>【女性の人材育成・就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の加速化に向け、様々な分野で活躍する女性の人材育成に取り組んで行く必要がある。 ・働くことを希望する女性が働き続けられ、職場において活躍できるよう、また、経済的に自立できるよう、スキルの習得など人材育成や、就労支援に取り組む必要がある。 <p>【審議会等への女性登用促進など様々な分野における男女共同参画の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会において女性活躍やジェンダー平等などが求められている中、男女双方の意見を本市施策に反映させるための審議会等への女性の登用促進や、各部局の施策・事業において女性活躍など男女共同参画の視点を取り入れることにより、様々な分野における男女共同参画を一層推進する必要がある。 	<p>【男女共同参画意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民を対象とした講演会を開催するほか、地域や家庭など各活動の場をテーマとした各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に取り組むとともに、特に地域活動においては、地域と共催する出前講座を実施し、地域活動での女性活躍に向けた取組を進める。 ・新たに外部の専門家を任用し専門的知見を活かした効果的な周知啓発に取り組む、あらゆる世代や分野における意識改革を加速化していく。 <p>【雇用の場における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けセミナーの開催やデジタル版リーフレットの作成・配布、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への助成に取り組むほか、フェムテック製品・サービス活用促進のためのイベントの開催などに取り組んでいる。 ・さらには、令和7年度より新たに女性活躍に関する「事業所実態調査」を実施し、市内企業の実態を把握するとともに、女性の仕事と健康課題の両立に向け、女性の健康支援に関するセミナーや女性の健康経営コンサルティングを実施し、性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備に取り組む。 ・また、女性活躍の取組を一層加速化するため、経済産業省と連携し企業等を対象とした女性リーダー育成研修を開催するほか、専門家の知見を得ながら、雇用の場における女性活躍の推進に取り組む。 <p>【女性の人材育成・就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる分野において女性活躍を牽引する女性リーダーの育成や人材の掘り起こしに取り組むとともに、様々な分野で活躍する女性をとりまとめた本市の「女性人材リスト」の拡充及び活用に取り組む。 ・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を引き続き実施し、更なる女性デジタル人材の育成に取り組むとともに、令和5年度、6年度に実施した事業参加者の追跡調査を行い効果的な事業を検討することで、さらなる女性デジタル人材の育成につなげていく。 <p>【審議会等への女性登用促進など様々な分野における男女共同参画の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に係る施策・事業を分野横断的に強力で推進するため、市長をトップとする全庁的な推進体制を整備するとともに、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に向け審議会等委員に占める女性割合の早期達成やあらゆる分野における女性リーダー育成に向けた支援の充実に取り組む。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5	多文化共生の推進	施策主管課	多文化共生推進課	総合計画 記載頁	95
-----	---	----------	-------	----------	-------------	----

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ	安全・安心の未来都市	政策	7	市民が互いに尊重し、支え合う社会の実現	関連するSDGs目標	
政策目標	多様な活動主体が連携し、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整備されているとともに、年代やライフスタイルに応じた効果的な情報の発信・収集を行うことにより、市民が必要な行政情報を得られ、市政に意見を反映することができています。 全ての人の人権が尊重され、多様性を認める社会、性別に関わりなく、能力・個性を十分に発揮できる社会が構築されるとともに、外国人と日本人の相互理解が図られ、外国人住民も地域の一人として生活しています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	日本人を対象とする、外国人住民を講師とした母国文化などを紹介する地域講座の開催などにより外国人住民との相互理解を図るとともに、外国人住民の地域参加などを促進します。 日本語学習の支援ややさしい日本語の普及、わかりやすい情報発信などにより、外国人住民が生活しやすい環境を充実します。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移						評価											
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない												
産出指標	国際理解講座の参加者数(5か年累計)(人)	目標値	400	800	1,200	1,600	2,000	C							B										
	基準値(R3)	169	実績値	205	438											R4	4.8%	18.7%	23.5%	14.1%	3.3%	45.0%			
	目標値(R9)	2,000	単年度の達成度	51.3%	54.8%											R5	5.0%	19.1%	24.0%	7.7%	1.5%	60.6%			
	成果指標	多文化共生の推進が重要であると考える市民の割合(%)	目標値	71.0	71.5	72.0	72.5	73.0	B	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B									
		基準値(R3)	70.1	実績値	56.2	58.5											R6	4.1%	18.2%	22.3%	10.0%	4.3%	60.1%		
		目標値(R9)	73	単年度の達成度	79.2%	81.8%											R7								
		市民満足度	【参考指標】	中核市水準比較						※ 評価の考え方	③ 主要な構成事業の進捗状況						評価の 組合せ 指標 評価								
			① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]							B: 達成度70%以上100%未満 [20点]							C: 達成度70%未満 [15点]						産出指標	C
			② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]							B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]							C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]							
			③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]						B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]						C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]						市民満足	B		
			総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]						概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]						やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]								構成事業	B

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	・国において、労働力確保に向けた外国人材の受入れを進めているところであるが、本市における令和7年3月末の本市の外国人市民数は12,496人、人口に占める割合は2.4%と過去最高となっている。今後も外国人市民の増加が見込まれることから、日本語学習支援等のコミュニケーション支援の充実や外国人市民へのわかりやすい情報発信などによる生活支援等に加えて、日本人市民の国際理解促進の取組を進めるなど、外国人市民も地域の一人として日本人市民と共に暮らしやすい地域社会づくりを進める必要がある。	75点
施策指標	・「国際理解講座の参加者数」については、コロナ禍により開催を中止としていた地域などでも再開されるなどしたことから13講座が開催され、回復の傾向はみられたが、コロナ禍以前の状況には戻っておらず、目標値を下回った。 ・「多文化共生が重要であると考える市民の割合」については、広報紙やまちづくり懇談会などでの多文化共生の周知啓発などに取り組んだものの、目標値を下回った。	
市民満足度	・外国人市民への情報発信や相談事業等の生活支援、日本語学習支援等に取り組むとともに、広報紙やまちづくり懇談会などにより多文化共生の推進について周知・啓発を実施したところであるが、市民満足度は前年度に比べやや下回った。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	多文化共生の地域づくり事業	戦略事業	外国人市民・日本人市民との相互理解と交流機会の創出	・市民 ・職員	国際理解講座、企業・学校などへの出前講座、多文化共生フォーラム、外国人の地域参加職員への意識啓発	計画どおり	316	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相互理解・交流機会創出の取組の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や多文化共生フォーラム、国際理解講座などにより外国人市民と日本人市民との相互理解や交流機会を創出することができた。 ・外国人の地域参加に向けた啓発チラシを作成し、まちづくり懇談会やまちづくり推進協議会全体会で配付したほか、新任所属長向けの研修会を開催し、外国人の現状や多文化共生についての理解促進が図れた。 <p>【②今後の取組方針:交流機会創出や職員の意識啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き地域における外国人市民・日本人市民の相互理解の促進と交流機会を創出するため、外国人の地域参加に向けた地域まちづくり組織への啓発や新任の所属長に向けて研修会を開催していく。
2	ICTを活用した生活支援・情報発信事業		ICTを活用した外国人市民への情報・コミュニケーション支援	外国人市民	窓口への音声翻訳タブレット配置によるコミュニケーション支援とSNSによる情報発信	計画どおり	299	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):窓口での外国人市民とのコミュニケーションの円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械翻訳やビデオ通訳ができる音声翻訳アプリを活用し、市窓口業務等での外国人とのスムーズなコミュニケーションが促進された。 ・Facebookページ「Living Information in Utsunomiya」では、年間を通して、ごみの捨て方や納税方法などの定期情報に加え、大雪などの災害情報などの臨時、緊急情報や交通ルールなどの日本の生活ルールなども発信することができた。 <p>【②今後の取組方針:翻訳タブレットと情報発信の効果的な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、音声翻訳タブレットやFacebook等のSNSを活用し、効果的に情報発信を行っていく。
3	日本語学習支援ボランティア養成事業		外国人市民の日本語習得の支援	市民	外国人市民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	902	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):継続的な講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座を開催し、日常生活に必要なレベルの日本語の学習を支援するボランティアを養成することができた。また、修了者に対して、日本語教室を行う宇都宮市国際交流協会を含めた民間団体の活動を紹介し、外国人市民の日本語学習の支援に繋げることができた。 ・また、市HPに市内の日本語教室やオンライン学習の情報を掲載し、日本語学習の情報提供に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:講座内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民の増加が続く中、外国人の日本語習得は重要なことから、今後も、外国人市民や外国人児童生徒の日本語習得を支える人材を育成できるよう講座内容の充実に努めていくとともに、オンライン学習など情報発信を行うことで、より多くの学習機会を提供する。
4	やさしい日本語普及啓発事業		職員、市民などへの「やさしい日本語」の普及	・職員 ・市民	職員向け研修の実施、企業・学校などへの出前講座の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「やさしい日本語」普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員向けの研修実施により、職員へ「やさしい日本語」の普及啓発をすることができた。 ・また、外国文化を紹介する国際理解講座や学校などでの出前講座において「やさしい日本語」の啓発を行い、外国人とのコミュニケーションの円滑化に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民が増加していることから、引き続き、職員向けの研修や地域での国際理解講座、出前講座などを実施し、幅広い市民への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。
5	外国人転入者支援事業		わかりやすい生活情報の提供	外国人市民	転入した外国人市民への多言語による生活情報などの提供	計画どおり	75	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):外国人転入者への新生活の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QRコード読み取りによる情報取得を誘導する生活案内チラシ「Life In Utsunomiya」や多言語版ごみの分け方・出し方リーフレット、国の作成する生活オリエンテーション動画案内チラシなどを封入した転入者パックを市民課などの窓口で外国人転入者に配布することで、本市で新生活を始める外国人市民の生活支援に繋がった。 <p>【②今後の取組方針:発信する情報の更新と提供方法の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き外国人転入者に対して新たな施策や緊急情報、日本での生活ルールなどを着実に提供できるよう、封入物については、情報内容の更新や提供方法の工夫(デジタル化)も進めていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・コミュニケーション円滑化と外国人市民の生活支援の充実 外国人市民数が過去最高となり、今後も増加が見込まれる中、庁内の行政情報の更なる多言語化や日本語学習の支援、「やさしい日本語」の普及などによるコミュニケーションの円滑化と、外国人の特性に合わせた生活情報の提供などによる外国人市民の生活支援の充実が必要である。</p> <p>・多文化共生の意識向上 外国人・日本人市民が相互に理解し合い、誰もが安心して暮らすことができるよう、多文化共生の意識の向上が必要である。</p>	<p>・コミュニケーションの円滑化と外国人市民の生活支援の充実 庁内の行政情報の多言語化を推進していくほか、引き続き、日本語学習支援者の養成や、「やさしい日本語」の一層の普及、庁内窓口での音声翻訳タブレットの活用促進により、外国人市民とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外国人が多く利用するSNSや、外国人を受け入れている企業、監視団体などとも連携しながら、わかりやすく生活や防災、日本の生活ルールやマナーなどの情報を提供することで、外国人市民の生活支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>・多文化共生の意識向上 引き続き、外国人講師による日本人向けの国際理解講座を開催するほか、地域まちづくり組織等へ外国人の増加状況やコミュニケーションのポイントの周知・啓発など、様々な機会を捉えた地域への積極的な働きかけにより、地域での日本人市民と外国人市民の相互理解と交流機会の創出を図り、多文化共生の意識向上につなげていく。</p>